



第 66 回流域委員会



第 67 回流域委員会



第 68 回流域委員会

### ニュースの内容

1. 武庫川づくりの状況  
～ シンポジウムのご案内  
～ ニュースの編集を終えて
2. 運営委員会  
～ 第 112 回(拡大)運営委員会
3. 武庫川流域委員会  
～ 第 66 回 武庫川流域委員会  
～ 第 67 回 武庫川流域委員会  
～ 第 68 回 武庫川流域委員会
4. 武庫川流域委員名簿
5. 開催された委員会等

### 御 礼

長い間のご愛読、ありがとうございました。  
本号をもって最終号とさせていただきます。

# 1. 武庫川づくりの状況

## シンポジウムのご案内

武庫川水系河川整備計画が国の同意を残して事実上の策定作業を終えたことから、総合治水による武庫川づくりの実践と、総合治水を全県的に取り組むことを広くアピールするために、4月2日、兵庫県主催による『シンポジウム「武庫川からはじめる総合治水」』が開催されることに決まりました。

### シンポジウム「武庫川からはじめる総合治水」

テーマ：県民の総意で取り組む総合治水の実現をめざして

趣旨：武庫川をトップランナーとして、川底の掘り下げや堤防の強化などの「河川対策」、学校・公園・ため池等に雨水を一時的に貯めるなどの「流域対策」、水害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を3つの柱とする「総合的な治水対策」に全県で本格的に取り組むことを広くアピールするとともに、「県民の総意で取り組む総合治水の実現」について考える。

とき：平成23年4月2日(土) 13:30～16:40

ところ：尼崎市総合文化センター「アルカイクホール・オクト」

◇ 基調講演 「樋井川における流域治水」 九州大学大学院教授 島谷幸宏

◇ パネルディスカッション

パネリスト 川谷 健・神戸大学名誉教授  
島谷幸宏・九州大学大学院教授  
鈴木晶子・気象予報士、防災士  
室崎益輝・関西学院大学教授  
井戸敏三・兵庫県知事  
コーディネーター 松本 誠・武庫川流域委員会委員長

## ニュースの編集を終えて

武庫川水系河川整備計画は、平成22年9月16日の第68回武庫川流域委員会で最終審議を終え、10月5日知事に答申書(意見書)が提出されました。10月12日から11月1日までパブリック・コメントの意見募集が行なわれ、11月30日の拡大運営委員会において提出された意見とその対応が報告され、意見交換が行なわれました。これを受けて、パブリック・コメントとその対応について公表され、12月3日国土交通省に同意申請が出されました。

武庫川流域委員会の任期は7年間が終了する3月末日までありますが、11月30日の拡大運営委員会をもって事実上すべての会議が終了しました。約6年半、68回の流域委員会と112回におよぶ運営委員会が開催され、中には12時間を超える会議もありました。これらの審議は、毎回80頁から100頁を超える長い議事録の中に熱のこもった重要な論点がぎっしり詰まっており、これらのエッセンスをわかりやすく、なおかつできるだけすべてを網羅した記録をニュースレター「武庫川づくり」に編集し、委員のみならず、流域の皆さまに理解し、興味をもっていただくために配布してきました。ニュースレター「武庫川づくり」は32号まで発行されましたが、今号をもって終了いたします。長らくお付き合いいただきました読者の皆さま、ありがとうございました。また、発行に向けてご尽力いただいた県の事務局担当の方々、コンサルタントの方々、御礼申し上げます。

今後は、4月2日に兵庫県主催で行われる総合的な治水をめざした武庫川シンポジウムが「武庫川モデル」を発信する最後のしごとになります。新年度早々には、流域委員会に代わって新たにフォローアップ委員会が設置される予定です。武庫川水系河川整備計画に基づく計画が順調に進められるとともに、これから本格的にはじまる「総合的な治水による武庫川づくり」の実践へ、流域住民の皆さま、流域自治体の皆さまがともに「参画と協働」のもとに連携しご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

編集委員 佐々木 礼子・松本 誠

## 2. 運営委員会

第112回

### 第112回 運営委員会(拡大運営委員会)

平成 22 年 11 月 30 日  
西宮市男女参画センター において

武庫川水系河川整備計画（案）のパブリック・コメント結果の報告のため、最終の（拡大）運営委員会が開催されました。今回の運営委員会をもって、武庫川流域委員会にかかわる会議はすべて終了したことになります。14名の委員と9名の県職員、2名のコンサルタントが出席し、2時間にわたる協議が行なわれました。

#### <議事のあらすじ>

##### 【配布資料】

- 資料1 提出された意見等の概要とこれに対する考え方(案)
- 資料2 武庫川水系河川整備計画(案)に関するパブリック・コメント手続の結果概要
- 資料3 武庫川水系河川整備計画(案)
- 資料4 武庫川流域総合治水推進計画
- 資料5 武庫川水系河川整備計画(案)〈修文箇所抜粋資料〉
- 資料6 武庫川流域総合治水推進計画〈修文箇所抜粋資料〉

#### 1. 「武庫川水系河川整備計画(案)」に関するパブリック・コメント手続の結果について

パブリック・コメント手続の結果等について県から報告（資料1～6）があり、それに対して意見交換を行った結果、以下のことが確認された。

- 1) 第112回運営委員会において武庫川流域委員会にパブリック・コメントの結果報告が終了したことから、県は内部手続きを済ませて速やかに国土交通大臣へ整備計画（案）を同意申請する。
- 2) 県は同意申請後、国の同意を待たず、速やかに、県民に対して整備計画（案）の広報を行う。
- 3) 武庫川流域委員会はパブリック・コメントの結果（案）について、国の同意を待たず速やかに公表（記者発表）することを要請した。

#### <県の説明概要>

- ① 以下の各資料について簡単な紹介が行なわれた。
  - ・パブリック・コメントの結果をまとめた資料(資料1, 2)
  - ・国土交通大臣へ同意申請する整備計画(案)(資料3)
  - ・11月に設立した武庫川流域総合治水推進協議会において県と流域7市で策定した推進計画(資料4)
  - ・パブリック・コメント手続に供した整備計画(案)、推進計画【県案】から修文した頁を抜粋した資料(資料5, 6)

- ② 資料5,6 の修文はパブリック・コメントの結果を受けて行なわれた修文ではなく、県が自主的に行なった修文である。なお、パブリック・コメントに基づく修正はない。
- ③ 武庫川流域総合治水推進協議会の議事の概要及び要綱等はホームページに掲載する予定である。

<意見交換の概要>

(1) パブリック・コメント手続の実施結果等について

- ① 提出のあった意見について、各市単位の分類はできているのか。

県の回答⇒意見提出者は全部で53者。そのうち流域7市からの意見提出者は46者で全体の86.6%である。なお、流域外県民が6者で11.3%、県外が1者で1.9%あった。流域7市46者の内訳は、神戸市4者、尼崎市3者、西宮29者、伊丹2者、宝塚7者、三田市1者、篠山市提出者0である。

- ② 国土交通省への同意申請の状況は現在どのようになっているのか。同意申請に向けた意思決定はこれから行われるのか。

県の回答⇒同意申請に向けて現在決裁中である。同意申請提出の時期は、国土交通省と調整後、できるだけ速やかに行う予定である。

- ③ 整備計画の広報はどの段階とするのか。国の同意を待たず速やかに実施すべきである。

県の回答⇒国の同意をもって整備計画の正式な策定となるが、同意申請を終えた後に広報することを考えている。いつどのような形で行なうかは現在検討中である。

(2) パブリック・コメント実施結果の公表について

- ① パブリック・コメントの実施結果はどのようにして公表し、記者発表はいつ行なうのか。

県の回答⇒第112回運営委員会の資料として流域委員会のホームページに速やかに掲載する予定である。記者発表は、国の同意が得られた後に、策定した河川整備計画と併せて行なう。

委員の意見⇒パブリック・コメントは河川管理者である知事が案を確定する際に行うものであり、国の同意とは関係ない。また、パブリック・コメントは県が主体となり実施したにもかかわらず、それを早期にフィードバックしないのはおかしい。

県の回答⇒パブリック・コメント結果は、河川整備計画の策定とあわせて公表するのが一般的である。国との協議が残っており、国の意見によってパブリック・コメント結果にも影響が出る可能性がある。混乱を招かないように最終決定後の公表を考えている。今回運営委員会に報告したパブリック・コメントの結果は、途中段階として流域委員会のホームページに公表する予定である。

委員の意見⇒委員会資料扱いでの公表は、住民に対して、ましてやパブリック・コメントに意見書を提出した住民に対して不誠実である。国との協議によって河川整備計画の内容が変更されることは理解できるが、協議前の発表によってパブリック・コメントの結果や扱いに変更は生じないはずである。

県の回答⇒さまざまな視点から考えているつもりであるが、国との協議によって新しい観点が入ってきたときに県の考えが変更になることもある。

- ② 意見提出者からすれば、出した意見がどうなったのか気になるのは当然である。流域委員会への報告と同時に、意見提出者にも報告するのが筋である。住民のことが念頭に入っていないのではないか。

- ③ 河川整備計画(案)の広報は同意申請後、国の同意を待たずに広報する。一方、パブリック・コメントの結果は国の同意を待ってから報告するというのは本末転倒である。パブリック・コメントを受けて整備計画(案)を作成し、同意申請しているにもかかわらず、順序が逆である。

県の回答⇒同意を得るまでは途中段階であり、記者発表は最終決定後でよいと考える。しかし、パブリック・コメントの結果は第112回運営委員会の資料としてホームページに公開するので公表は行なうことになる。

委員の意見⇒運営委員会としては、パブリック・コメントの結果について速やかに記者発表することを要請する。

(3) パブリック・コメント意見に対する県の考え方について

- ① 資料1の「6 利水・環境対策8 (峡谷のハイキング道の保全等)」の県の考え方について、なぜ、峡谷の話題の部分にこれまで出されたことのない尼崎の森中央緑地の話が唐突に出てくるのか理解できない。中央緑地の話を書くのは下流の干潟造成を意識してのものであると思われるが、そこまで考えているのであればもう少し丁寧に書いた方が誤解を招かない。

委員の意見⇒廃線敷のハイキングコース、あるいは峡谷そのものの価値は整備計画の中で評価している。一方、現在廃線敷が残っているのは、兵庫県が主体的にJRと協議をして福知山線の付け替えを行ったことに端を発している。ダムを整備する場合、河川管理者である県は当事者となるが、ダムを整備しない場合でも河川管理上「関係ない」とは言えないのではないか。河川管理者には関係なくても県行政として「知らない」とは言えないはずである。もう少し丁寧な答え方をしなければ、社会に対して無責任な印象を与える。

委員の意見⇒廃線敷のトンネルや橋梁は土木遺産的な価値があることもあり、観光ブームの一端になっている。そのようなことは当然確認されていると思われるが、安全性も含め、多様な側面からきちんと評価し、河川管理者としてだけでなく、県として総合的に検討する価値はあると考える。

県の回答⇒尼崎の森中央緑地の記載は、県立公園の整備のスタンスを入れたものであり、特に問題はないと考える。

- ② 流域委員会の場において、一人当たりの都市公園の面積を今の3倍にすることを目標にすると聞いたが、尼崎の森の整備終了後、武田尾溪谷も公園として指定すれば面積が増えるのではないか。

県の回答⇒県の関係課と調整した結果の内容であり、現在の計画上は、都市公園も自然公園も新たに整備する予定は当面ないことを確認している。

委員の意見⇒廃線敷のことも含めて、ここで出た意見は、このような意見もあるとして県で対処するしかなく、公園をどうするかはここで議論しても仕方がない。

委員の意見⇒法律上の立場も、現時点では河川管理上必要ないということも理解しているが、武庫川峡谷については、県として「ハイカーと施設管理者の当事者間の問題である」という突き放した考え方が通用するとは思えない。表現をもう少し慎重に考えるべきである。

## 2. その他

(1) 武庫川シンポジウムについて

県から武庫川シンポジウムについて、以下の説明が行なわれた。

- ・ 去る10月5日に委員会が知事に提出した「武庫川水系河川整備計画原案についての意見書」(答申書)に提案されていた「武庫川シンポジウム」の開催について、3月下旬から4月上旬の土日に実施する方向で検討を進めている。
- ・ 開催日、出演者等のアウトラインが決まり次第、各委員に情報提供する。

(2) 今後の武庫川流域委員会の活動について

今後の武庫川流域委員会の扱いについて、以下のとおり決定した。

- ・ 形式上、武庫川流域委員会は今年度末までの任期であるが、突発的な問題が生じない限り、今後、委員会は開催しない。事実上、この第112回運営委員会をもってすべての委員会議を終了する。

## 3. 武庫川流域委員会

第 66 回  
と  
第 68 回

### 第 66 回 武庫川流域委員会

平成 22 年 8 月 24 日  
尼崎中小企業センターにおいて



前回の第 65 回流域委員会で県からの説明を一部残して一通りの論点に対する討議が終了しました。今回から 3 回ですべての審議を終えることをめざし、各委員から寄せられた意見書に基づく修文加筆に向けた本格的な審議を展開します。今回の審議には、18 名の委員が参加し、5 時間半に及ぶ協議が行なわれました。

#### <議事のあらすじ>

##### 【配布資料】

- ・ 第 107 回第 108 回運営委員会の協議状況(資料 1)
- ・ 第 60 回～第 65 回流域委員会における審議結果の整理表(案)(資料 2)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)等の 8 月 9 日時点および 8 月 17 日時点修正案に対する委員意見書の整理表(資料 3-1)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文案(8 月 17 日時点)とこれに対する委員意見の整理表(資料 3-2)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)〔8 月 17 日時点修正案〕(資料 3-3)
- ・ 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】〔8 月 17 日時点修正案〕(資料 3-4)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)説明資料〔8 月 9 日時点修正案〕(資料 3-5)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)参考資料〔8 月 17 日時点修正案〕(資料 3-6)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その 7)(資料 4)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書の整理表(第 60 回以降分)(資料 5)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)資料編〔8 月 24 日時点修正案〕(資料 6)
- ・ 住民からの意見書(資料 7)
- ・ 第 65 回流域委員会で県が説明に使用した資料(下流部築堤部干潟創出)(参考資料 1)
- ・ 第 65 回流域委員会で中川委員が説明に使用した資料(推進体制)(参考資料 2)

#### 1. 第 107 回・第 108 回運営委員会の報告

8 月 9 日に開かれた第 107 回運営委員会及び 8 月 17 日に開かれた第 108 回運営委員会の協議状況について、資料 1 に基づき委員長から説明、報告が行なわれた。

#### 2. これまでの審議結果の整理

「第 60 回～第 65 回流域委員会における審議結果の整理表(案)」(資料 2)に基づき、委員長から説明があったが、これに対する質疑や意見等はなく、資料 2 に示された審議経過の整理をしたことの確認了承が得られた。

#### 3. 流域市が求めている武庫川の河川景観について

前回流域委員会で委員から質問のあった「流域 7 市が武庫川に求める景観」に関し、資料 3-2 添付資料 3「流域市が求めている武庫川の河川景観について」に基づき県から説明が行なわれた。これに対して各委員から意見が出された。

##### <説明概要>

##### ① 景観行政に対する 7 市の役割分担について

- ・ 流域 7 市のうち、神戸市、西宮市、尼崎市、三田市、伊丹市は景観行政団体であり、景観法に基づく景観行政を担う役割をもっている。したがって、今回の意見照会において、お互い

の認識に齟齬はなく、景観行政に関する役割分担について県、市ともに共通認識をもっていることを確認した。残りの2市についても修正案を提示し、確認した。

② 流域市が武庫川の景観に求めること

- ・流域各市から「都市計画マスタープランなどの中には武庫川に求める河川景観についての記述はある」という回答を得た。
- ・流域各市の都市計画マスタープランにおける武庫川の記述を総合的にまとめると、武庫川に対しては自然景観を求める声が多いことが判明した。したがって、武庫川の河川景観には、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全、創出に努めることを武庫川の景観形成の思想にした。

③ 水辺の景観マニュアルについて

- ・景観法に基づく景観計画や条例に基づく景観基本計画の一部に記載しているが、水辺の景観マニュアルや指針は策定していない。

<委員からの意見の概要>

- ① 質問の本意は、景観行政に対する現状だけではなく、主に後の連携や協働、コラボレーションについての意欲を質問したつもりである。役割分担ではなく、積極的な連携策の必要性を問う意見であった。つまり、河川区域は県で、河川区域外は自治体とする単純な分け方ではこれからの武庫川の良好な景観整備は難しいので地域住民の参画と協働に対する問題意識が要ということである。
- ② 下流武庫川の問題意識として、甲武橋の下流と上流では武庫川の景観が全く違う。下流域には4市が錯綜し、都市計画用途地域は住居系や工業系とバラバラになっており、第一種風致地区に指定されている区域もある。法律の適用は統一されず、武庫川としての景観づくりのコンセプトもない。これらを基に形成された武庫川沿川の風景を今後は「武庫川100年に向けた風景づくり」としてどう創っていくのかを考えるべきである。
- ③ 宝塚の中心市街地では、マイタウンマイリバー事業による再開発とのコラボレーションによる川づくりが行なわれている。しかし、河川には背を向けた動線、まちなみの構成になっており、さらに平成16年の23号台風災害以降は、災害復旧工事により護岸やコンクリートのパッチワークのような醜い景観が形成されている。今後はこのような景観形成がなされないよう流域連携などによってコントロールしていく必要がある。
- ④ 流域各市に問いたかったのは、現在のことではなく、今後水辺の景観マニュアルを策定し、県が中心になって7市が一つになり武庫川の景観作法に基づいた今後100年の武庫川の景観づくりをする意欲があるかどうかである。今期の整備計画で挙げられるかどうかはわからないが、前述の委員の意見の集約としても今後は県が中心となり、県の責任において水辺の景観マニュアルづくりを目指すべきである。例えば隅田川では既に20年前に水辺の景観マニュアルが策定され、今もなお景観づくりを行っている。
- ⑤ 武庫川は土砂氾濫を起こして地理学でいう武庫川扇状地を形成してきた。明治になって砂防工事が進捗し、土地が安定したことによって、私有地に家を建て始めた。そのような経緯で、自然地理学的には明らかに河川敷であるところに家が建設され、水害を受けている現状があり、景観的にも望ましくない状況になっている。今後、これらの問題をどうするかについて、歴史的な制約などから難しい問題になっているが、現状追認にすると永久に問題は解決しない。武庫川のあり方という観点から景観や安全性、住民の要求などを突き合わせて前向きに解決する方向を探るべきである。

<県の回答>

- ① 流域連携の中でしっかり景観づくりも考える必要があると考えているが、景観法というルールに基づいて行なう必要がある。修文としては、何もしないのではなく、「関係機関や地域住民と連携する中で、武庫川と周辺景観を一体と考えながら取り組んでいきたい」として書き込んでいる。
- ② 下流の用途地域は対岸で全く違うという課題があるが、武庫川は自然景観を基調によりよい景観づくりに取り組み、河口部では新たに干潟の創出も計画している。まずは、武庫川の中の景観を良くして流域に影響を与えていくことを考えている。

#### 4. 青葉台付近の河川改修計画について

資料 3「武庫川水系河川整備計画(原案)」の関連箇所について、委員長から運営委員会での協議結果が以下のように報告された。

##### < 概要 >

- ・旧工事実施基本計画の未整備区間である青葉台地区について、現在審議中の河川整備計画の新しい目標に沿った計画によって、引き提案があることを整備計画原案提示前の1月に県が地元を示したことから、地元との間で問題が起きていることが委員会に訴えられた。この件について、運営委員会は県に青葉台付近の河川改修についてどのような選択肢を議論し、検討してきたのかを問い、3つの選択肢についての検討経過を詳細に報告するよう要請した。
- ・県は新しい整備計画の整備目標に向けて、「反対側への拡幅案を含む3つの選択肢の中から青葉台側の引き提案で計画を進めたい」として地元説明を行なったが、これについて協議をした結果、「最終的には原案を修正し、計画に柔軟性を持たせる」ということを確認した。
- ・運営委員会は、「なぜ青葉台の移転になるのか」について、「住民から異論が出るのは当然であり、住民の意向を十分聞いた上で3つの選択肢について詳細に説明責任を果たし、地元の意向を踏まえながら適切な改修計画を確定していくことが必要である」とした。
- ・原案16頁の文章は「未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区では地元住民の意向を踏まえながら引き続き河川改修事業を進め、生瀬大橋下流と同程度の安全度を確保する必要がある」と修文する。
- ・原案43頁では、河道拡幅、河床掘削等という具体的改修工事は今後の協議の中で変更することもあり得るという意味合いで「地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する」と修文する。

#### 5. 河川整備計画(原案)等の修正について

河川整備計画(原案)等の修正に関する資料(資料3-1~3-6)について、県から説明があった。

- ・各委員からの意見、流域委員会・運営委員会での発言意見、県の自主的修文 … 439件
- ・修文あり … 200件
- ・修文なし … 129件
- ・未処理 … 110件

#### 6. 河川整備計画(原案)に対する論点について

##### 6.1 「推進体制に関すること」

###### (1) P D C A の評価

##### < 協議の概要 >

###### ① 計画の進行管理の考え方

- ・計画の進行管理については、「P D C A マネジメントサイクルの考え方」「計画期間20年か否か」フォローアップ委員会の位置づけ「流域連携に関すること」の4つの論点が相互に関連し、整備計画全体に関わることになる。4つの論点は計画を進行管理するにあたり、大きな問題である。
- ・県は当初どのような思いでP D C Aを導入していたのか。

県の回答⇒事業を実施する際に実施の状況を点検し、改善が必要な場合は改善をするというP D C Aの基本的な考え方を踏まえるという意味でP D C Aの導入を記載した。整備計画の実施状況等については、フォローアップ委員会に報告をするという整理である。

委員の意見⇒P D C Aのマネジメントサイクル、行政評価、政策評価と言われている基本的な考え方が、根本的に間違えている。今後勉強してもらいたい、現時点では言葉の使い方を間違えたと理解するしかない。そのようにとらえて、整備計画の進行管理をどのようにするつもりであるのか県の考えを示してもらいたい。

県の回答⇒進行管理については、原案に概ねの期間、整備目標の流量配分等を記載しており、これをベースに進行管理したい。また、フォローアップ委員会を設置し、そこに当該年

度の実施予定等や整備の状況、計画全体の中での進捗状況等を報告しながら進行管理を行なう。

委員の意見⇒フォローアップ委員会に報告すれば進行管理ができるという考え方は、全く理解できない。例えばマネジメントサイクルとして1つのサイクルは1年か3年か5年か、どのくらいの期間を考えているのか。また、「報告」とは一体何なのか。報告するための点検評価は一体誰が何をするのか説明してもらいたい。

委員の意見⇒兵庫県のあらゆる行政や計画は、ビジョン計画を含めてPDCAサイクルに基づいてきちんと点検することが書かれている。基本方針でも書いていたはずであるが、整備計画原案では難しいことを理由にあっさり削除するというのでは、「この後どのようにして整備計画を進めていくのか」質問が出されるのは当然である。

県の回答⇒当初は整備計画の実施にあたり、PDCAサイクルを考慮しようと考えていたが、専門委員からの意見書を十分考えると、PDCAはもっとシビアに考えなければできないという結論に達し、今回削除した。当初のPDCAとは、整備計画(P)を策定して実施(D)の段階でDの部分をフォローアップ委員会が担うことを考えた。また、個々の事業の実施に当たっては、個別の課題について、地域の住民や学識者、河川管理者で構成するメンバーでどのように課題解決するかについてプランをつくり、実施し、チェックしてまたそのプランを変更するという実施レベルでのPDCAもあると考えた。これらの2つの意味合いで原案にPDCAを記述した。委員の意見書では、4年タームぐらいでPDCAサイクルを回すとされていた。整備計画には実施レベルの詳細設計は入っていないことから、具体的な工程や実施のプロセスは、詳細設計を待たなければならないので今の段階でPDCAを入れた河川整備計画の進行管理は難しいとして削除することを判断した。しかし、考え方としては計画をつくってそのままというのではなく、進捗や課題はフォローアップ委員会に報告し、意見を聴いて実施レベルで修正するというものである。

## ② 進行管理に必要なマネジメントサイクルの重要性

- ・ 県はマネジメントサイクルの意味を取り違えている。マネジメントサイクルで進行管理を行なう場合、例えば計画期間は20年間とし、この20年間でどこまで達成でき、どこが達成できなかったのかを説明することこそが重要である。県民に対して、計画期間を明確にし、その中の8割は達成できたが2割はこのような理由で達成できなかったという説明責任を果たすことが重要である。全国の河川整備計画はまだそのような仕組みにはなっていないが、武庫川の場合は相当議論を重ねてきたことから、これまでの流れを変える大きなチャンスであると考える。

## ③ ニューパブリックマネジメントの視点を導入する

- ・ 詳細な整備予定時期等を定めることは現時点では困難であることを理由にPDCAサイクルを削除するのは非常に残念である。当初県が考えていたPDCAとは、クオリティーコントロール(QC)に近いPDCAである。一方、専門委員の意見書に出されていたのは、ニューパブリックマネジメントである。
- ・ ニューパブリックマネジメントとは、地方分権が進められる中で、新しい公共、協働という観点から、「政策的にいかに効率的に、なおかつ納税者が納得のいくものができるか」という考え方を重要視し、民間企業の企業経営の手法を行政の中に導入し、行政の3E(経済性、効率性、有効性)の達成を図り、市民の負担に対して最大の満足を提供するという定義である。民間企業という顧客志向を行政では市民志向に置き換えて考え、行動原理を行政活動に当てはめて進めていく考え方である。
- ・ ニューパブリックマネジメントは以下の5つの理念の下にPDCAマネジメントサイクルを回すことになる。

- 1) 市民志向による統制…市民を行政の顧客ととらえて活動を行なう。市民が協働のパートナーとして向き合うこともあり、流域連携に関わる。

- 2) 戦略の明確化…政策目標をよく考えた上で戦略的に優先順位を明確化する。
- 3) 業績、成果の重視…業績や成果による評価や管理を行ない、実現に向けて手段や予算等を裁量し、現場には人材配置などを含めた裁量を与える。
- 4) 市場メカニズムの活用…公共サービスの特性に応じ民間を活用できる部分は積極的に利用する。
- 5) 組織の変革…戦略や活動内容に応じて柔軟に効率的に組織の編成を行なう。

・住民の参画と協働による総合治水の実現に向けたマネジメントサイクルとしてニューパブリックマネジメントは最も相応しいと考える。その意味でもPDC Aサイクルは復活させるべきである。

#### ④ PDC Aサイクルの復活

・PDC Aサイクルが、整備計画に位置づけられていることが大事である。具体的なことが決まっていなくて言葉として書き込めないとして削除するのではなく、きちんと書き込んでおくべきである。

#### ⑤ PDC Aと環境の2原則について

・河川改修計画と環境の保全(2つの原則)が両立できるかどうかについて、2つの原則を堅持することは確立されているが、具体の河川改修計画で2原則が成り立っているかどうか確認がとれていない段階で土木工事をPDC Aにのせると、チェックされるのはサイクル後半のCの段階になり、2原則が満たされない場合に間に合わないのではないかという危機感がある。

委員の意見⇒環境と治水の両立はもっと上位レベルの目標であると認識しているが、どうしても心配であれば、もっと短い期間でサイクルを回す必要がある。環境の2原則については目標が何点かあるが、汽水域の拡大と干潟の創出の部分などが具体的に書かれており、最近のマネジメントサイクルの進行管理型の計画に近いものになっている。意見書では、整備計画全編をこのような書き方にすることを提案した。今の時点で書き直しが可能かどうかは疑問であるが、県民と行政の間で点検評価が可能なPDC Aサイクルを回すのであれば書き直しが必要となる。PDC Aという言葉だけ入れておくことに意味があるのかどうかは委員会に委ねる。

#### ⑥ PDC Aは本文に復活

・県民にとってわかりやすい点検評価の仕組みとして、今後参考資料等で目標値をつくるなど、それらの作業をフォローアップ委員会で行なうなどで、本編は書きなおさず、PDC Aを本文に復活させることを提案する。

### (2) 河川整備計画のフォローアップ

#### ① PDC Aとフォローアップの関係

・PDC Aを復活するのであれば、進行管理の部分をフォローアップ委員会の役割、権限として整備計画の中に具体的に書いておく必要がある。

・PDC Aを考えると、県が提示したフォローアップのイメージでは理解が違うことになる。プラン・ドゥ・チェック・アクションのところで、フォローアップ委員会が入らないと意味がない。結果の報告として意見を聞きおこなうだけの委員会に終わることになる。フォローアップ委員会とはどのような権限を持つ委員会であるのかきちんと示してもらいたい。

#### ② 県の考えるフォローアップのイメージ(県の説明)

・フォローアップ委員会とは、整備計画と推進計画の実施をフォローアップするために設置する委員会というイメージである。事業の進行に当たって発生する課題に対して、事業の内容や規模を踏まえ、必要に応じて検討会を箇所ごとに設けるなどのことを考えている。

・技術的課題等について専門部会や河川審議会、検討会などを設置し、課題解決、合意形成をめざす。合意形成に向けては個別に地元説明会等もある。それらの状況をフォローアップ委員会に報告、意見を聴取し、反映すべきと判断したものについては実施計画を改善する。また、フォローアップ委員会への報告を情報発信することで、状況についての進行管理と共に

地域住民への説明責任も果たせることになる。これらがフォローアップ委員会の主な仕組みである。

委員の意見⇒フォローアップ委員会の位置づけと機能、構成はどのようになっているのか。

県の回答⇒フォローアップ委員会の役割は、県の事業者がフォローアップ委員会に報告し、それに対して意見を述べるというものである。その意見に対して反映できるものは反映させる。構成は、地域住民と専門家を交えた委員会を想定しているが、規模等については整備計画策定後に検討する。

### ③ フォローアップ委員会の機能と役割について

- ・フォローアップ委員会と命名する限りは、必要な権限と明確な役割を与え、整備計画に対する監視や適切な勧告ができる強い委員会が必要であると考え。その一環にPDCAを考慮すべきである。
- ・修文には「個々のプロジェクトのPDCAや審議は、地域住民とその周囲のある程度限定的な中で、小委員会等で検討し、フォローアップ委員会は、上中下流一貫の観点や都市との関係の中の河川に対して意見する、もう少し骨幹的な審議の役割がある」という意味の積極性を表現すべきである。

### ④ 進行管理からみたフォローアップの考え方、外部評価について

- ・整備計画全体の進行管理の視点からフォローアップ委員会を見ると、非常に重要な役割を担うことになる。したがって、フォローアップ委員会の委員の選定方法や委員構成、委員の意見の反映を何で担保するのかまでを本文に書いておくべきである。
- ・欄外に記載されている「外部評価は公共事業等審査会や県議会等で対応」について、整備計画全体の外部評価ではなく、個別事業に関する事前・事後評価、中間評価に関する外部評価を指しているのか明確にしてもらいたい。

県の回答⇒記載している外部評価とは、公共事業等審査会は事業単位でかけており、その再評価審査という意味である。また、県議会は、河川事業全般の中で武庫川の進捗状況を常任委員会等に報告することを指している。

委員の意見⇒フォローアップ委員会は外部評価機関になるのではないか。

県の回答⇒フォローアップ委員会は、構成では外部であるが、PDCAサイクルのD（ドゥー）の部分の進捗状況を説明してそれに対する意見を聴取するとともに、説明責任を果たす場としての委員会を想定している。

委員の意見⇒外部評価が審査会と議会だけというのはおかしい。フォローアップ委員会は、単なる報告をして意見を聴くだけの透明性を確保するためだけの機関にすぎない位置づけになる。進行管理や提案、監視、チェック等ができる位置づけにすべきであり、その場合はまさしく外部評価機関である。

委員の意見⇒県の考え方からすると、フォローアップ委員会は整備計画実施に向けたフォローアップ、チェックを行なうPDCAサイクルの重要な一角を担う機関ではない。

県の回答⇒フォローアップ委員会のみにて全ての機能を持たせるのではなく、議会や監査、事業評価、さまざまな評価、監査、勧告があり、そこに付加するためにフォローアップ委員会を情報公開という形でつけ加えるのが県の案である。

委員の意見⇒情報を共有するのは当然のことであり、情報公開のためにわざわざフォローアップ委員会を設置する必要はない。フォローアップ委員会を設置する目的は、整備計画のプランを実施していく過程で点検評価して改善意見を求める場ではないのか。計画の実施、詳細計画、点検評価、改善等についての意見を求める評価機関であることをきちんと書くべきである。

### ⑤ フォローアップ委員会の修文について

- ・県の確認では、欄外にある外部評価は、個別事業に関する外部評価である。また、図に示されている内容から、整備計画全体の進行に関する外部評価はフォローアップ委員会にその役

割が委ねられている。したがって、「フォローアップ委員会から意見」という記述は、「評価、提言」と書き直せば済む。

- ・小さなマネジメントサイクルを回し、反映できないものは次に回し、大きな社会経済情勢の変動によって整備計画の大もとを見直す必要が出たときは次の委員会もしくは別の仕組みの中で次のものをつくっていくような視点で修文すべきである。

委員の意見⇒情報公開の場を主たる役割とするのではないことを念頭に、図を再編する際には「実施状況等について透明性の向上を図る」という記述は筆頭にせず、反転させるべきである。

### (3) 流域連携

#### ① 流域連携に関する意見書に対する県の考え方

- ・流域連携の必要性について各委員がさまざまな視点から意見書を提出したが、それに対する県の基本的な考え方は、流域連携をベースにした新しい組織や仕組みは必要なく、個々の積み重ねにより地域住民等との課題や認識を共有化していくというものであった。また、情報公開や情報の共有化、助成金の提供団体の紹介等を行なうという程度までしか、流域連携と考えていないことが明らかになった。もっと積極的な施策を考えなければ本当の流域連携にはたどり着けない。
- ・整備計画の実現に向けて今後出現するさまざまな課題を克服し、より魅力的な武庫川づくりを行うためには、提言書に書かれているように、流域連携を促進するようなプラットフォームになる「武庫川流域圏会議」のような仕組みづくりが必要である。
- ・多様な主体による連携の積み重ねを支援するために、武庫川流域圏会議の設立を目指し、それに向けて県は積極的な支援を行なう旨の文章を入れておく必要がある。

委員の意見⇒原案には、流域連携について「引き続き取り組む」という記述が非常に多い。この記述では、流域連携は県がこれまで主導してきた官製の組織を中心にさまざまなことを啓発していくに過ぎない。そうではなく、整備計画を実現するプロセスでの流域連携では、自立した地域の住民や住民連携組織が動き出し、地域の事業者や流域の自治体がさまざまな連携をし、これらと河川管理者がどのように連携していくのかが新しい課題になるはずである。引き続きではなく、新たな連携に取り組む姿勢がなければいつまで経っても到達しないことになる。

県の回答⇒県が先導して特定の組織を構築することが目標にあるのではない。さまざまな階層のレベルの連携があり、県はその活動を保障する立場であると考えている。

県の回答⇒本文は、「県で取り組む武庫川づくりに住民が参画、協働する」柱と「多様な主体が自主的に自由に取り組まれる武庫川づくり」の2本の柱で整理し、全面的に再修文している。流域圏会議の必要性については、多様な主体の活動の連携は、主体の自律的な活動の中で形成されていくことが適当であり、現状の活動から情報共有、連携のニーズが高まり、活動が多様化して自律的なネットワークが形成されるものであると考える。そのようなニーズの高まりに応じて県は、活動主体の活動報告、連携、交流の機会となるシンポジウムの開催や活動主体の概要、活動内容等を県のホームページにより情報提供する支援を考えている。

#### ② 武庫川づくりと流域連携を進める会を運営して得た流域連携のあり方

- ・流域委員会の委員が中心になり流域住民と共に「武庫川づくりと流域連携を進める会」を運営する中で直面したことから、県が考えるような形に流域連携は進まないことが明らかになっている。県からは、県との断片的なイベントにより、自発的に連携のニーズが高まることを期待している説明があったが、実際に自主的にさまざまなところにアクセスする団体は少ない。しかし、アクセスしなければ、永久につながりは持てない。
- ・武庫川づくりと流域連携を進める会では、兵庫県政が掲げているパートナーシップづくりについて川を主体に考え、この会自身が流域の住民が連携していく要め石となり、県との間のパートナーの関係を築いていく礎になろうとしている。まずは武庫川を知ってもらうために、

下流域での武庫川のあり方や生き物ウォッチングなどを企画して、流域に関わるさまざまな人や団体の交流の場を提供している。このような機会やイベントを専門的に次々と企画していかなければ、連携は形成されないことを実感している。自然発生的な積み重ねで、自発的、自律的に連携が生まれていくものではない。

委員の意見⇒県が作成した添付資料の「流域連携の考え方」では、以前から一貫して基本的なスタイルが変わっていない。しかし、行政が取り組む武庫川づくりで武庫川ルネッサンス協議会やアドプト、河川愛護活動などの予算があるのであれば、武庫川下流ルネッサンス協議会を設置することを提案する。また、「流域連携の考え方」の枠の下に、「武庫川流域圏会議(仮称)」を挿入し、それが行政や多様な主体が取り組むもののベースになっているという意思表示を見せてもらいたい。

### ③ 流域連携に対する県の考え方について

- ・流域連携に対する県の考え方の中で、「全体像を示すための会議の創設ではなく、参画と協働のもとに個々の取り組みを重ねる中で地域住民等と課題認識を共有化していくことが重要」とは、具体的にどのようなイメージを考え、どのようなグループや人を想定しているのか。

県の回答⇒新たな取り組みとして、天然アユが遡上する川づくりやハザードマップづくり、干潟を生かした水辺のふれあいの場の創出等の個々の取り組みの中で住民の参画と協働を得ながら課題の共通認識を深めていきたい。固定したグループや活動主体との取り組みは今のところ考えていない。

- ・県が全てリストアップし、個別にそこに連携の手を差し伸べるのは、本来の流域連携のあり方ではない。住民自身が自主的な広い連携を日常的に持ちながら組織を形成し、行政と連携をしていく行動をしなければうまくいかない。行政が地域の中に入って行って個別に連携するのは不可能である。そこで、地域の自主的な連携組織が必要であるとする具体的な提案が出されている。その意味で、流域委員会や流域連携の会議、流域圏会議が将来的に必要になり、大きなネットワーク組織が要するという提言を出したはずである。県はその提言を否定していることになる。また、県は、住民が自発的に大きく連携していく流域圏会議のような組織を歓迎するのか、あるいは迷惑なのか。県にはそのような組織が生まれていくのを積極的に支援する立場であるという認識はないのか。

県の回答⇒多様な主体が自主自立の活動の中でネットワークを組むことはあり得ることで、県として否定する立場ではない。ニーズの高まりに応じた形で、シンポジウムの開催や新たな支援策を検討する。

委員の意見⇒武庫川流域の人口140万人という広いエリアの中で、県が一つひとつ拾い上げていくことはできないことから、流域連携が大切だとして7年間議論をしてきた。武庫川以外の河川では、県行政が地域の連携組織づくりに尽力したり側面から人的、物的なサポートをしてきた。それと比較すると、武庫川の計画での文言は、極めて乏しい姿勢になっている。

県の回答⇒武庫川流域でも環境保全協議会という組織がある。この場合は、県が先頭に立って支援しているのではなく、河川管理者も一関係者として環境保全に参加している立場であり、民間主体や公共的主体と連携して活動を行っている。また、もし仮に武庫川流域圏会議という動きが出てくるのであれば、河川管理者の立場で何らかの形で参加したり支援する可能性はある。決して否定はしていない。

委員の意見⇒各流域の環境保全協議会は水質関係で保健衛生系の行政が主導し、流域連携で流域の自治体や環境住民団体と一緒につくっているものであり、事務局も費用も全部、県が環境保健衛生関係、水質保全関係の事業として実施しているものである。委員会では、そのような縦割りから脱出して、流域連携についての考え方を一歩踏み出すべきであると述べてきた。

#### ④ 連携活動に対する具体的な県の協働姿勢について

- ・例えば、武庫川づくりと流域連携を進める会で下流の川づくりを考えるフォーラムを開催する場合、県に共催の話を持ちかければ応じることは可能なのか。

県の回答⇒これまでも、河川管理者としての立場で入ったことはあると思う。

委員の意見⇒そのような考えがあるなら、添付資料の「支援する、情報公開する」という書き方ではなく、河川管理者としての主体性、積極性のある表現をすべきである。

- ・待っていても武庫川づくりは進まないことから、武庫川づくりと流域連携を進める会のような団体が率先して、上流から中流、下流にかけて川づくりのさまざまな課題に対する企画を出していくことを考えている。それに対して、行政だからできること、収集できる情報、住民主体だからできることもあり、これらがドッキングしなければ、川づくり、川を中心にしたまちづくりは進まない。

県の回答⇒声かけがあった場合、行政としての趣旨と合致する場合は、一緒に連携していくことは、これまでも、これからも変わらない。

#### ⑤ 添付資料の県の考え方の修文について

- ・いくら議論をしても「流域連携」という言葉の意味が、県と委員会側とは違うようにとらえられている。県は、個別のNPOやグループ、団体とそれぞれ個別に県が連携するのが連携で、自律的なネットワークの形成が流域連携ととらえている。そうではなく、流域連携の目的は、「武庫川づくり、川をつくること」である。そのための流域連携として、流域にあるNPO、企業、団体等、あらゆるものをつなげて連携を図り、イニシアチブをとって誘導する機関が存在し、はじめて川づくりの参画と協働ができ、総合治水に活かすことができる。
- ・整備計画から実施計画に移るには、合意形成を図りながら進めなければ川づくり、ましてや総合治水は実現できない。そのような意味で、流域連携は一番重要なツールになると考える。このような視点で、添付資料の流域連携の考え方はもう少し修文してもらいたい。

### 6.2 「その他(河川の維持管理、モニタリング、文書の構成)」について

その他の河川の維持管理、モニタリング、文書の構成については、意見が出されなかったことから、提出されている委員意見書を論議に代えるものとして委員長が確認し、了承された。

### 6.3 「河川整備計画(原案)、総合治水推進計画(県原案)の位置づけに関すること」について

#### ① 超過洪水の位置づけについて

- ・超過洪水を武庫川の整備計画でどのように考えるかは極めて重要な論点である。超過洪水を整備計画に位置づけるための議論として「あふれる治水」と表現した意見書を出した。整備計画本文に超過洪水は書かれているが、河川管理者の責務として明言してもらいたい記述があと一步不足する。
- ・超過洪水対策をなぜ考えなければならないかは、水害の視点から被害を回避するためである。計画に書くときには、社会の脆弱性をどうとらえ、それに対してどのように位置づけていくのかまで踏み込まなければ計画としては成り立たない。水害の程度が軽いかひどいかは、社会の脆弱性によって決まり、一律に大雨の規模で決まるわけではない。河川計画の考え方は、大雨の規模を想定して考えるが、超過洪水は水害という現象面からアプローチをして考える。あふれる現象から出発し、回避するための対策を考える。これが超過洪水を考える一番大事なポイントになる。
- ・社会の脆弱性に対して都市計画の主権は各基礎自治体であり、水防も各基礎自治体である。都市計画法施行令第8条の市街化区域に含める土地の区域は、原則として溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある区域は含めてはならないことが定められている。ハザード情報と市街化区域のクロスチェックを行ない、クロスがかかるところへの対策として、基礎自治体での区域変更の検討や具体的にまちの中での対策を講じるよう動かしていくことが、河川管理者の責務である。この点が、河川管理者である県の責務としてあと一步足りない何かである。河川管

理者の責務として、整備計画の中の目標のところに超過洪水を位置づけることを書き込むことを期待したい。

委員の意見⇒超過洪水に対しては、自助、共助、公助、流域連携、連携と協働、行政間での連携、県と自治体との連携、住民との連携をもっと行なう必要がある。

県の回答⇒河川管理者に求められている役割とは、下流部築堤区間のネック部の解消を早急に行うことであると考えている。また、河川管理者としての役割とは、河川法第1条に基づき、洪水、高潮等による災害の発生が防止されるということが目的であり、計画高水やハイウォーターにこだわらず、できるだけ災害の発生を防止するような手だてを打つことが河川法で求められていることであると思っている。その考えで今回の整備計画は、基本方針の段階から減災対策の概念が入り、整備計画にも「河川から洪水があふれ出る可能性がある」ことに備える減災対策を盛り込んでいる。さらに、流域対策を加えた総合治水の概念も基本方針から入っていた。

修文については、今回の整備計画では、河川の器を大きくする従来の手法は最低限達成し、計画を超える洪水についても佐用の災害を経験した兵庫県としては計画の中に書き込む修文を行っている。ハード的な対策では堤防はハイウォーターを超える部分についても技術的な課題や経済的な問題を踏まえて可能なものから対応することを記載している。また、下流部築堤区間は喫緊の課題を持ちながら、洪水リスクの認識が大変低く、事業を行う目的に疑問を持たれる可能性がある危機感があり、社会の脆弱性などのリスクをきちんと伝え、洪水リスクをまず知ってもらうことを考えている。さらに、各市に対しても洪水リスクをしっかりと伝える役割があることについても修文を検討している。「あふれる」という記述については、減災対策が入っていること自体で、既に超過洪水が想定され、目標の一つとして書かれている。

## ② 河川管理者が超過洪水対策を整備計画に書き込む義務について

- ・整備計画の目標のうち河川対策をハード対策と考えると、超過洪水対策はソフト対策である。ハード対策は河川管理者しかできないことから、全面的に責任を持って達成してもらいたい。一方、ソフト対策は、河川管理者と住民が協働して実施していくので、その実効性については共同責任である。ただし、計画は河川管理者しかできないので、計画については河川管理者が責任を持つべきである。言い換えると、整備計画にきちんと書き込む責任があるということになる。

## 6.4 資料編の構成等について

県から、継続検討課題の扱いについて各委員から出された意見書を整理した資料「次期河川整備計画に向けた検討事項についての流域委員会委員の提案について(案)」(資料3-2の添付資料)の説明と、それに対して県が考えた整理による案として「武庫川水系河川整備計画(原案)資料編(8月24日時点修正案)」(資料6)の説明が行なわれた。それに対して各委員から意見が出され協議が行なわれた。

### <資料編提案の概要>

- ・「新規ダムと既存ダムだけを優先的に検討するような記述はよくないのではないか」「検討課題は沢山あるので、章を設けて20年間で実施すること、20年間に将来に向けて調査検討することを課題として列挙する方がふさわしいのではないか」という意見があり、それに対して整理した案が県から提示された。
- ・委員会の意見を踏まえて従来の説明資料と参考資料を一体化し、タイトルを「資料編」とし、整理表をもとに、次期整備計画に向けた検討事項についての委員の提案と県の考え方の章を追加した。
- ・記載の趣旨は「今回の整備計画(原案)等を審議する流域委員会において、次期河川整備計画の策定に向けた検討事項について審議があった。以下の資料は、次期河川整備計画の策定に向けた検討課題として、流域委員会委員の提案と現時点の県の考え方を取りまとめたものであるとして、資料として添付する」と、提案したものである。

## <協議の概要>

### ① 委員の提案にした理由

- ・「流域委員会委員の提案」というタイトルからすると、委員会の提案にはなっていない。

県の回答⇒現時点ではまだ委員会の提案にはなっていない認識である。委員会の提案になれば、「流域委員会の提案と県の考え方」にタイトルは変わる。

### ② 資料編ではなく整備計画本編第5章に記載

- ・河川整備計画の実施作業としてすぐにはできないが、20年間に調査検討する課題が幾つか挙げられており、これらについてはかなり多くの委員からこの20年間で次のステップに控えるべき検討事項があるのではないかという意見が出された。例えば、既存ダムの問題、流域対策としての水田の問題、遊水地問題、地球環境問題、健全な水循環に関する考え方等。これらは確かにすぐには実施できないが、今期には無理であっても重要な検討事項が残っているとして、本編に記載し、整備計画の案とするべきである。資料編ではなく、本編に第5章を設置して記載することを提案する。

### ③ 資料編に記載するのではなく第5章できちんと文章化する

- ・資料編に委員の名前や県の考え方の表を議事録のごとく列記するのではなく、整備計画本編に第5章を章立てし、きちんと文章化して課題を項目で出し、それに関連する補足説明も付けた形で残すべきである。継続する計画として考えると、計画が終わってから検討をしたのでは、つなげることは不可能である。次に向けて検討する課題をきちんと書いておくことが非常に重要であり、県の責務である。

### ④ 次期整備計画に向けた配慮が必要

- ・次期整備計画の流域委員会には現流域委員会のメンバーはいないはずである。次期整備計画に向けたスムーズな移行を考えると、今の流域委員会の責任として、法定図書である整備計画本編に少なくとも次に向けた事項だけは記載しておくべきである。

### ⑤ 本編第5章に取り込むにはさらなる検討が必要

- ・本編第5章に取り込むには、技術的な面から取り扱いについてさらに検討が必要になるのではないか。継続検討課題は、基本方針にリストアップされているものであり、それを具体的な検討項目として第5章に入れるには、すべての項目について技術面や経済性、実現可能性について再度検討評価しなければならないことになる。そのような取り扱いが可能かどうか考える必要がある。

### ⑥ 早急な検討に値する千苺ダムについては本編への記載が望まれる

- ・すべての事項を資料編で対応するのは反対である。特に、既存ダム活用の代表である千苺ダムの治水活用は、再開発というテーマで意見書も書いており、また、委員会でも時間をかけて検討してきた項目である。実現の可能性についての検討は非常に多岐にわたるにしても、早急な検討に値する内容のダムであり、本編に記載すべきである。
- ・整備計画で確実に実施するものをあまり多く検討事項として本文に列挙すると、いかに法定計画図書といえども、千苺ダムの内容が印象的に弱くなるのではないかという懸念がある。他の検討事項も重要ではあるが、千苺ダムに限っては次期整備計画を待たずして実施に載せていく意気込みが必要である。

県の回答⇒既存ダムの活用と新規ダムの環境調査については、今回の整備計画を策定するに当たって大変力を割いて検討してきたことから、資料編において、提案と県の考えは分けて記載し、他の継続検討と同列には扱っていない。

- ・本文において継続検討として渇水リスクに対する合意形成が難しいことを数行で頭出ししておきながら、資料編で他の検討課題と重みの差を付けているから良しとするのはおかしい。千苺ダムについては重複してもいいので本編の最後に記載することを望む。

### ⑦ 洪水調節施設について

- ・整備計画本編の「洪水調節施設の継続検討」という項目も資料編に移す提案になるのか。

県の回答⇒本文の訂正はなく、そのまま残る。

委員の意見⇒継続検討の中の、あるものは本文にもあり、あるものは資料編だけにあるということになり、結果として資料編に書いてあることはあまり大したことがない印象を受ける。全部整備計画本文に書くべきである。

⑧ 第5章の位置づけと内容、資料編との関係について

- ・第5章の位置づけは、今回の河川整備計画の策定作業には間に合わないが、重要な課題であり、検討や調整に時間を要するリードタイムが長い問題について、20年間の期間中に調査検討を進めるものを一括して記載するというものである。また、計画期間中に整備を実行するものと区別して策定時点では整備事項に挙げないが、整備期間中に調査検討する課題をまとめて明確にすることに意味がある。
- ・第5章には、骨格として基本的なところを記載し、詳細が必要なものに関しては資料編に委ねる。本編に書いていることで詳細にわたるものを資料編に入れるというのが資料編の趣旨であることから、本編に書いていないことを資料編でフォローするのは、やや違う。そう考えると、県が提案した資料編に7章を設けることは併存でき、第5章を設けてもあまり細かいことまで書かずに済むことになる。

## 7. 傍聴者からの意見

5名の傍聴者から以下の意見をいただいた。

### <意見の概要>

① 千苺ダムの治水活用・新規ダム建設の課題の記述について

- ・千苺ダムの治水活用・新規ダム建設の課題の項に選択肢「のひとつ」という単語が追記されたが、洪水調節施設の継続検討の場所にも同じ文章があり、そこには追記されていない。追記しなければ、文書全体の整合性が取れないのではないか。
- ・これらの文章をはじめ、同じ文章の繰り返しが多い。大事な報告書のページを割いてまでほぼ同じ文章を2度もなぜ繰り返す必要があるのか理解できない。

② 河川水面の清掃について

- ・原案には、水質や環境、河川敷の清掃などについては地域の住民と協力し、緑地・公園として契約している各市の公園課が清掃することが書かれている。しかし、肝心の本流の水面の清掃については何も書かれていない。現在県は水面の清掃にどれ位の予算をかけているのか説明してもらいたい。また、水面をもっと美しくすることに予算を投入してもらいたい。

③ 青葉台地区の修文について

- ・河川拡幅の部分を削除することに関しては大変歓迎であるが、本文の表現で以下の3つの疑問点がある。
  - 1) 審議結果の整理表の「下流掘り込み区間の計画については特に意見はない」という表現について、青葉台地区の立ち退きに意見はないということになるのか。
  - 2) 委員意見の整理表の「ここは例外であるから、引き堤はオーケーである」とする意見の「ここは例外」とはどういうことか。
  - 3) 武庫川流域委員会は立ち退きに対してどのような意見を持っているのか。立ち退き問題のことより武庫川全体の治水として不可欠であるとするのか。委員会としてこの地区を武庫川の治水の一部として考えてはもらえないのか。

委員長からの回答⇒地元説明において整備計画として3つの選択肢についての説明があったが、委員会としては整備計画では何らかの流量拡大を図る対策が必要であるという認識のもとに、柔軟に地元と協議して検討していくということであれば、了とした。

④ ダムに頼らない治水と委員会における委員の姿勢について

- ・千叡ダムの治水活用は象徴的な問題である。武庫川流域委員会は、武庫川ダムさえやめればダムによる治水をしてもいいのか、今後20年、あるいはそれから先もダムに頼らない治水を目指すのか、いずれの選択をするのかが今問われている。
- ・一部の委員は活発に発言しているが、ほとんど発言しない委員も多い。委員一人ひとりがすべて真剣に、責任をもって結論を出していることを住民に示してもらいたい。

⑤ 武庫川の天然アユについて

- ・武庫川下流で天然アユを確認したという報告があったが、5月のアユの状態は遡上環境が悪いため、サンマ型で腹がペしゃんこになっている。8月においても魚の全長は5cm小さく、胸びれに星マークが全く見られず、未熟アユである。

⑥ 千叡ダムの治水活用について

- ・武庫川は二級河川ではあるが、人口、資産が非常に集中する阪神間を流れる重要な河川である。このことを認識し、治水効果量の大きい千叡ダムの治水活用は、少なくとも整備期間中に手が着けられるレベルになるよう高めてもらいたい。また、多くの継続検討事項に埋没してしまうことのないよう十分留意してもらいたい。
- ・千叡ダムの治水活用は、ダムによる治水ではあるが、新たな環境負荷が生じることが回避できる。
- ・既存施設の活用により事業費の節減が可能である。
- ・治水効果が非常に大きく、490 m<sup>3</sup>/sの流量低減が可能になり、効果発現までに要する時間が非常に短い。
- ・現在既存不適格の状況に置かれているが、治水活用に踏み切ることによって、この問題は解消できる。優先順位を高くして、早期解決に望むべきである。

⑦ PDCAについて

- ・PDCAに対する県の考え方が非常にわかりにくく、最近の発想に立っていないことがうかがえる。この点についてはしっかり詰めた上で画竜点睛を欠くことのない原案にしてもらいたい。

## 第67回 武庫川流域委員会

平成22年9月2日  
宝塚市アピアホールにおいて



今回は、「来年度から調査作業に着手したい」とする県の意向を踏まえ、次回を最終の流域委員会に設定し、最終的な修正加筆の方向性が見い出せることをめざした、大詰めの審議が行われました。その結果、今回で整備目標から推進体制までの審議が終了し、今後の継続検討課題については、出席した全委員から意見が出されました。

16名の委員が参加し、協議は6時間に及びました。

## <議事のあらすじ>

### 【配布資料】

- ・第 109 回運営委員会の協議状況（資料 1）
- ・第 60 回～第 66 回流域委員会における審議結果の整理表(案)（資料 2）
- ・武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文整理表(9月2日時点)(資料 3-1)
- ・武庫川水系河川整備計画(原案)〔9月2日時点修正案〕(資料 3-2)見消版
- ・武庫川水系河川整備計画(原案)〔9月2日時点修正案〕(資料 3-3)見消なしの整理版
- ・武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】〔9月2日時点修正案〕(資料 3-4)見消版
- ・武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】〔9月2日時点修正案〕(資料 3-5)見消なしの整理版
- ・武庫川水系河川整備計画(原案)資料編〔9月2日時点修正案〕(資料 3-6)見消版
- ・武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文意見に関する論点整理表(案)(9月2日時点)(資料 3-7)
- ・武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その 8)(資料 4)
- ・武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書の整理表(第 60 回以降分)(資料 5)
- ・武庫川洪水予報の開始(資料 6)
- ・住民からの意見書(資料 7)
- ・これからの武庫川景観と新しい風景づくりのために(参考資料 1)
- ・超過洪水を整備計画に位置づけるための議論(参考資料 2)
- ・第 66 回流域委員会 参考資料 1 の訂正について(参考資料 3)
- ・第 66 回流域委員会資料に対する質問と回答(参考資料 4)
- ・第 5 章(調査・検討課題)の位置づけと記載内容(案)

### 1. 第 109 回運営委員会の報告

8月26日に開かれた第 109 回運営委員会の協議状況について委員長から報告が行なわれた。

### 2. 第 60 回～第 66 回流域委員会における審議結果について

第 60 回から前回までの流域委員会の審議結果について、委員長から資料 2「第 60 回～第 66 回流域委員会における審議結果の整理表(案)」に基づき報告が行なわれた。

### 3. 武庫川洪水予報の開始について

各紙で報道された仁川合流点から河口までの武庫川洪水予報の開始について、県から資料 6「武庫川洪水予報の開始」に基づき説明が行なわれた。

### 4. 河川整備計画(原案)等の修正について

河川整備計画原案に対するこれまでの修正加筆の状況について、県から「河川整備計画(原案)等の修正に関する資料」に基づき説明が行なわれた。

### 5. 河川整備計画(原案)等の修文に関する論点項目の審議について

前回の流域委員会で論点審議は一巡したが、まだ議論が必要である論点について整理した資料 3-7 の論点項目に基づき以下のように審議が行なわれた。

#### 5.1 本文関連

##### (1) 「整備目標に関すること」について

##### 1) 「超過洪水(あふれる)」について

<意見の概要>

##### ① 超過洪水を整備計画に位置づけたことへの評価

- ・超過洪水を整備計画に位置づけたことは高く評価しており、河川管理者は自信を持つべきである。

##### ② 超過洪水に関して県への 2 点の確認事項

- ・基本方針にもある「想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御すること」という文章が今回の整備計画に超過洪水を位置づける根拠になっているが、これは基本方針の目標の一つではなく目標そのものであることと、後輩にしっかり引き継いでもらえるのかを確認したい。また、この文章は治水と利水に関わる目標であるが、本来第 1 節の一番上に掲げるべきものであることが理解で

きているのかも確認したい。一方で、「総合的な治水対策の推進」という治水の項にこの目標を書いたのは、利水と環境を一つの項としてまとめているが、環境には2原則という大きな目玉の対策があることから、治水、利水、環境を全部束ねた一番上には書き難いので治水の項に書いたという理解でいいのか、確認したい。

県の回答⇒想定を超える洪水は、河川整備基本方針の目標の一つではなく、目標そのものであるという認識はそのとおりである。想定を超える中には、想定の中も含まれており、どちらも入っているという概念で基本方針の目標であることを理解している。また、今回の河川整備計画のポイントは、総合的な治水対策を進めることと利水対策もするが、環境対策の2原則を初めて全国に先駆けて適用するという大きな2つのポイントで構成されている。目標を書く際には2つに分けて書きたかったが、治水と利水だけの目標を一番上に書き、環境のことが書けない場合、わかりにくい資料になることから、やむを得ず治水の方に書いた。

### ③ あふれることを前提にした治水計画の確立により治水のあり方を変える

- ・整備計画に書いた内容を20年間徹底的にやり抜き、間違いなくあふれることを前提とした治水計画が確立されることを期待している。整備計画に超過洪水を位置づけたことは、あふれることを前提にした治水計画に向けて治水のあり方を変えることに道を開いたことになる。あふれざるを得ないところから考えると、治水のあり方そのものを変えざるを得ないことになる。今後は治水のあり方を変えていく道をしっかり歩んでいってもらいたい。この考え方は河川管理者とはおおむね共有できていると感じている。

県の回答⇒今の時点では治水のあり方を変えるというより、従来からやっている治水とあふれるということも意識して想定を超えるという事実に対する治水、この2つを組み合わせて2本の柱として計画内の話も計画を超える話も双方意識して整備をしていくという概念である。

## 2) 整備期間について

委員から提案のあった整備計画の期間や進行管理に関わることに對し、県は整備計画の目標を「概ね20年」と記述していることはそのままにし、代わりに進行管理ができるように概略の工程表を添付したことに對する説明があり、それに対して意見交換が行なわれた。

<県の説明概要>

### ① 「概ね20年」という記述について

- ・20年間はロングスパンの計画であり、「概ね」を付けている。また、兵庫県の河川整備計画はすべて概ねがついているという事実がある。

### ② 委員からの提案

- ・概ね20年というのは、概ねであることから、まだ達成できてなくてもいいとなると、進行管理はできない。また、20年の中でもっと細かく進行管理できるような工程表をつけるべきである。

### ③ 提案意見に対する県の対応

- ・整備期間を20年として、従来は前半、後半と10年ごとに分けていたものを5年スパンに修正した。このことから工程がさらに詳細に記載され、この資料で進行管理の参考にできないかと考え、河川整備計画の進行管理の参考とするため、5年ごとの工程表を整理した。

<委員の意見>

### ① 5年単位は妥当

- ・今後の変更に対する修正の可能性を考慮し、5年単位を示唆する意見書を提出した。したがって、5年単位で妥当であると考えます。

### ② 工程と予算について

- ・前半の5年目から10年目の間に非常に多くの事業が集約されるように盛り込まれているが、その前の5年目までのところに合意形成や用地交渉・買収、住民説明などを含んでいるのか。

また、5年目から10年目の間に殆ど全部の事業が集中するような工程になっているが、事業予算が獲得できる構成になっているのか。

県の回答⇒予算的なバランスと実際の工事の工程は勘案して計画を立てている。下流部築堤区間の河道対策には700 m<sup>3</sup>/sもの効果があり、低水路拡幅、高水敷掘削、河床掘削で構成されているが、できるだけ早期の整備をめざしたい。整備効果の早期発現に向け高水敷掘削を先行する。また、工程表の後半10年は大した事業がないように見えるが、河床掘削という大きな事業が残っている。

### ③ 事業工程を段階的に考えるための5年サイクル

- 委員の提案は、P D C Aを含めて4段階あるいは5段階で段階的に考えられるように5年のスパンで分割し、グレード、レベルをもって事業を回していく考え方である。県の示した事業工程では、他の事業との兼ね合い等も考えた上での段階という形には見えない。

県の回答⇒本件を提案した海外滞在中の委員とP D C Aサイクルの考え方についてやり取りしており、5年ピッチの工程表については現在調整中である。指摘の点についても確認する。

### ④ 河川工事と環境保全の整合性について

- タイトルに河川整備計画の概略工程表と書かれているが、内容は河川工事の工程表である。河川工事と環境保全の整合性をどこでとるのか。また、工程表には環境問題に関わる部分は存在しないのか。工程表にこのようなことを書き込むことが適切であるかどうかを含めて意見を聞きたい。

県の回答⇒2原則を踏まえて河川整備の事業を実施するようになっており、ここでは工事の工程の概略を入れているが、実施に当たっては2原則と連動すると考えている。工程表に環境の観点を盛り込む可能性については、これから検討していく。

## 3) 地球温暖化について

### <協議の概要>

#### ① 海面上昇の記述について

- 地球温暖化に関する気候変動により「雨の降り方が変わる」「渇水が酷くなる」という記述はいたるところにあり、その件はそれでいいが、「海面上昇」に関して触れられているところがない。海面上昇のいろいろなモデルでは、2100年までに18 cmから40 cmぐらいまで上昇するとされており、河道への影響が考えられる。治水上の水位は1 cm単位で規定され、堤防の高さも1 cm単位を問題にすることから、海面が2~30年で数cmから10 cm上昇することについては考えておく必要がある。

県の回答⇒本文に、モニタリングによって観測し、順応的な対応がとれる体制をとることを明記しており、対応方策も書いていると認識している。

委員の意見⇒モニタリングについては、今の時点では水現象にはまだ不確実さがあり、認識と併せて理解する上で「順応的」というふさわしい言葉が使われていることから、これでいいのではないか。

#### ② 認識する具体的な点について

- 第1章への記載であればこの程度でいいが、県は何を具体的に認識しているのか理解できない。渇水状態、多雨の状態だけでなく、生物に対して温暖化がどのように影響するのも大きな問題である。環境の2原則があるが、生物生息に与える気温の影響や水温の影響も大きな問題であり、認識の具体的な部分をわかっている範囲で議論する必要がある。

県の回答⇒不確定要素、不確実性が多く、今後どのように推移するのかわからないことから、今後のモニタリングを見ていく中で対応も考えることになる。具体的に、例えば生物の環境をどうとらえるかについては、地球温暖化が生態系に与える影響はあると思っているが、今のところとらえようがないのが正直なところであり、やはりモニタリングが重要であるとしか言えない。

③ モニタリングに地球温暖化というキーワードを挿入する

- ・モニタリングの項には地球温暖化という言葉が一言も入っていない。地球温暖化に関わることを明記してわかりやすくすべきである。

県の回答⇒第1章では「観測データや新たな知見の蓄積」という修文をしたので、地球温暖化に伴う影響がある場合には整備計画の変更もあることを明記したことになる。また、モニタリングの項に海面上昇の記載がないことについては、海面の潮位は常に観測所で観測しており、海面上昇の情報はモニタリングできる体制が既にとられていることから、記載する必要はない。

委員の意見⇒海面上昇に限ったことだけではなく、モニタリングの項には「地球温暖化」というキーワードを挿入し、第1章についても「観測データや新たな知見の蓄積」という表現では地球温暖化に結びつけるには、わかりにくいことから、地球温暖化に関わる表現を挿入すべきである。

委員の意見⇒モニタリングという1つの言葉の中にすべてを含ませている感じが否めない。モニタリングにはいろんな面のモニタリングがある。海の潮位は、潮位で測っているのは当たり前である。しかし、地球温暖化というのは、まさに今、発現しているのかどうかという認識があるほど重要なことで、ここ2~30年でどう変わるのかは、誰もが興味をもち、考えていることである。せめてモニタリングの項には「地球環境問題に関わるモニタリングも含めて」という意識をもった書き方がほしい。

委員の意見⇒第1章には、「観測データや新たな知見の蓄積」の前に「あるいは地球環境の変化」を加筆し、モニタリングの項には「地球温暖化に関わる」を加筆することを提案する。

(2) 「モニタリング」について

① モニタリングに含まれる項目について

- ・PDCAにも関連する、モニタリングという行為は、恒常的、定常的な観測モニタリングだけではなく、事業の実施によるインパクトやレスポンスなどの内容もモニタリングになるのではないかと。これは整備計画のD(ドゥー)に入るが、モニタリングにはこれらも含める必要があるのではないかと。

委員の意見⇒漠然としたモニタリングではなく、ある目的を定めて、そのために必要なモニタリングをすることが必要である。

委員の意見⇒モニタリングのデータを活用した河川管理技術の向上に努め、河川計画、河川管理に役立てる生かし方があり、また、このことは目標にもなる。モニタリングという行為に対して、それはなぜするのか、何を目標に行なうのかを考えることは必要である。

委員の意見⇒河川の維持管理に関わる場所には当然モニタリングが必要である。さらに、治水・利水・環境の観点から5W1H的な仕分けで整理した方が、目的が明確になる。フォローアップをはじめ、その他の事項では幾つかの章に分けてわかりやすく展開しているが、モニタリングに関しては、至ってシンプルで十把一絡げ的に全部そこに押し込まれているイメージが強い。

県の回答⇒モニタリングはこれまでも意見書が出され、修文してきたが、気候変動をはじめ、工事進捗の事前事後、生物環境など、ねらいや目標の視点でもう一度整理をして記載したい。

委員の意見⇒流下能力や雨量観測データに始まり、観測データが乏しいことがネックになり、今後の課題にするということから、「今後のモニタリングで…」といういわば掃き捨て場的に今わからないことを全部モニタリングに突っ込んできた経緯があると認識している。したがって何でも入っている。しかし、これらはすべて大変重要なことであり、この計画立案のプロセスで明らかになった観測、調査データの集積を今期の整備計画の中できっちり詰めていくことをここに記載している。このような資質から、できるだけ具体性を持って書くほうがいいことになる。

委員の意見⇒モニタリングは大きく区分することができる。1つ目は「水質に関わること」で、日々の調査を重ねて長期のデータがあるからこそ何かが言えるもの。2つ目は「目的がはっきりした解析をするという意味を持ってデザインされたモニタリング」でひょうごの川・自然環境調査が念頭に置くような事前事後でどのようになるのかを分析するためのもの。3つ目は「維持管理に関わるもの」。4つ目は「出水時の流量などの不定期観測のモニタリング」。大きくこのように区分すればわかりやすいのではないか。

### (3) 「流量配分に関すること(中上流部及び支川)」について

#### <協議の概要>

#### ① 三田地区を整備計画に位置づける

- ・武庫川は、流域一気通貫という画期的な整備計画であるにもかかわらず、三田地区については何も記載されていない。例えば、河川整備計画は河川工事計画ではないにもかかわらず、「相生橋地点では既に整備計画目標流量以上のものを達成しているので整備計画を実施する予定はなく、記載しない」というのは矛盾している。河川工事の目標を達成していることと、整備計画の目標を達成することは別の次元の問題である。

県の回答⇒三田市域の記述がないとのことであるが、河川改修工事は本川に限らず支川も入っており、当然三田市域には支川がある。また、現状と課題の項の治水事業の沿革の記述では、「山田川合流点から相野川合流点まで」など、地名と河川名が一致する、三田市民が見ればわかる文章であるが、三田市を知らない人から見ると三田市のことは記載されていないかのように見える部分もある。

- ・相生橋は3面張りようになっており、環境の面からも、景観の面からも0点に近い状態で、整備計画の中で環境的に何とかしなければならないエリアである。環境保全について相生橋付近の問題点については記述されていない。せめて目標流量と現況疎通能力ぐらひは記載すべきである。
- ・相生橋を代表地点に挙げる論拠は、平成16年の23号台風の際の航空写真である。写真ではこのエリアはほとんど堤防の天端近くまで水田に湛水していた。この報告に対して県は、そのような事実は把握しておらず、下流の神戸市域で支流の水はけが悪いことから、武庫川に入りきれない水が湛水した事実はあるとの回答を出した。溢れたのではなく内水問題であるから三田地区については触れないとするのは適当ではない。

県の回答⇒環境の部分については、河川整備を実施する箇所以外においても、水系内には配慮を検討すべき空間があることから、重点化を図りつつ、優先順位の高いものから改善に取り組むことを記載している。そのために、配慮を検討すべき「生物の生活空間」と河川対策の施工箇所の重ね図を挿入している。

- ・三田地区の川が環境的にすぐれた川ではないことは、誰しもが認めるところであるが、三田地区の川は排水路であるから環境はどうでもよいとする認識を持つべきかどうかについて異論がある。

県の回答⇒三田の環境への配慮は、三田地区にも課題のある場所があることを色で表示しており、「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の維持に関する2原則の適用について」の資料の中に、例えばエルム橋近辺では、生態系の観点から課題があり、重点化して改善すべきであることを記述している。

委員の意見⇒あくまでも図であり、整備計画の本文ではない。図示しているからいいという考え方には100%賛成できない。

委員の意見⇒どこが三田でどこが宝塚か、地名を入れて誰もがわかりやすいようにする必要がある。

県の回答⇒わかりやすいように改善したい。

- ・現状で整備計画の目標流量はクリアしているが、環境その他の問題により整備期間内に検討を行なう必要があるということを記述すべきである。

② 有馬川合流点の堤防の切り欠きについて

- ・神戸市は県に対して 23 号台風の際に浸水した場所や原因について何らかのアピールをしているのか。また、県は現場を確認したのか。

県の回答⇒神戸市の有馬川合流付近で、内水被害による浸水の実績がある。堤防から越えたわけではなく、有馬川の水位が高かったことから有馬川に抜ける水路の水はけが悪くなり、川に吐くことができずに浸水したという認識である。しかし、現地被害状況の確認はしていない。また、内水災害が残っているのは三田市や神戸市北区だけでなく、下流の西宮市をはじめとする各市どこの地域でもあり、三田市だけを取り立てて書くことはできないが、河川改修の状況についてはもう少しわかりやすく書くことはできる。

委員の意見⇒神戸市北区の有馬川合流点の上流右岸堤防と羽束川合流点の左岸堤防は明らかに堤防が低くなっており、一方は谷川が堤防を切り欠いて本川に流れ込み、欠陥があると認識している。いずれも耕作農地が広がっている。

県の回答⇒堤防は全部画一にできているわけではなく、さまざまな事情により低い箇所も多少ある。委員がそこから溢れている現場を見たわけではない。

- ・神戸市北区の道場から川下川に至る県道(大岩橋から下流)には堤防がなく、代替道路もないことから、洪水が発生すると浸水する。23 号台風の後には 2m 近い位置に流量痕跡がみられた。

委員の意見⇒道場付近の水位観測点についても記述することが望ましい。

(4) 「環境対策に関すること」について

1) 適正な維持流量の確保について

<協議の概要>

① 正常流量の項に書くことの妥当性について

- ・正常流量の確保において、「地下水は渇水時の河川流量の確保に寄与する要素の一つであることから、地下水涵養機能の保全に取り組む」ということは「河道掘削区間は水位が下がるので、周辺の地下水から河川に涵養する状況は変わるだろう」という意見への対応ととらえているが、正常流量の確保の項に書くのは適当ではない。正常流量と地下水の関係は、水位が渇水状態になったら地下水障害が生ずるのではないかという点から求められている影響である。県がここに挿入した理由が理解できない。

県の回答⇒県においても書くのにふさわしい場所に悩み、委員からの「渇水時に地下水涵養していれば渇水対策に寄与する」という意見から、正常流量につながるという判断でここに挿入した。議論によって、より適切な場所が見い出せればそちらへの挿入を検討したい。

委員の意見⇒提案委員の意見は、地下水から河川への水の涵養を考えている。しかし、正常流量とは、河川の水位低下から地下水への影響、つまり、河川から地下水への涵養が出てきており、地下水から河川に涵養するのか、河川から地下水に涵養するのかを考え、もう少し正確に考えてもらいたい。

- ・「河川流量確保に寄与する要素の一つ」となっているが、より積極的に流量を確保するためには地下水の確保が大前提であるという意味で 3 つの項目として地下水の問題を挙げ、地表水と地下水との流動関係を意識し、水利用の適正化や河川の流れの確保を考えなければ、適正な維持流量の確保につながらない。河川整備の実施に向けては、このようなことを意識する必要がある。

② 地下水涵養機能について

- ・正常流量が確保できないほどの渇水時に、地下水をどうするのか。井戸を掘って川に流すという解釈になるのか。

県の回答⇒河川の流量が減少したときに、地下水涵養に取り組んでいけば渇水時にも寄与する要素の一つとして考えられる。井戸を掘って水を補給することではない。地下水涵養機能の保全に取り組むことは書いているが、正常流量確保対策の一つとして、間接的であるかもしれないが寄与することでここに書いた。

- 地下水涵養機能の保全に取り組むとは具体的にどのようなことか。

県の回答⇒透水性舗装や浸透ますなどの浸透施設を整備することで涵養機能に取り組むことを考えている。

委員の意見⇒地下水涵養機能で一番大きいのは森林と農地である。また、市街地での浸透性能の回復は公共施設というよりは私有地であり、その駐車場等での浸透を高めることが期待される。公共施設だけで浸透性能の回復をするのはおかしい。

委員の意見⇒公共施設での透水性舗装や貯留浸透施設については、効果の大小にかかわらず、努力する姿勢が非常に大事である。

委員の意見⇒地下水の河川への涵養は、流域全体で見るとべきであり、下流域ではむしろ川から地下水の方へ水が抜けている状況である。これは、水循環としてとらえるべき重要なことである。健全な水循環の確保の項に、森林や農地の水源涵養の保全に努めるという文章があり、公共施設だけの涵養ではないことから、一つのまとまった考えとしてとらえられる。
- 正常流量の確保では上流の水量を増やすような工夫が必要であることから、「なお、地下水は、渇水時の」と記述しているところは削除することを提案する。また、健全な水循環の確保で保水・貯留機能の保全に対しては森林管理 100%作戦が有効であり、地下水涵養の保全の項をなぜここに記載したかの理解できない。

委員の意見⇒上流で河川水位が下がった時に周囲の地下水が河川に流れ込む可能性があり、長期にわたる河川流量の維持に貢献する。流域全体として地下水を豊富にしておくことは正常流量維持に貢献する。
- 正常流量の確保の項の「地下水涵養機能の保全に取り組む」については、下流の断流の視点からは重要なことである。「正常流量の確保」「緊急時の水利用」「健全な水循環の確保」の3つの視点から、流量の正常な機能の維持に関することが書かれている。したがって、リンクするのは当然であるが、健全な水循環の中での地下水涵養機能の保全の視点では、県や公共施設が努力することは重要であるが、流量の視点からすると微々たるものである。全般的にとらえ、誤解を招かないよう、空いている下のスペースに森林や水田についても掲載することを提案する。
- 「より豊かな水量の確保を目指して」の項に関する委員の修文意見書に対して、県から「流水の清潔の保持に目をつけた場合は、結果として余裕のある流量になっている」との回答が出されたが、なぜ下流で何度か断流が起きているのか説明を求める。また、アユをシンボルフィッシュとして位置づけたからには、生物学的に魚類が生息・生育できる環境ではなく、漁業で生計が立てられるレベルのアユに必要な流量と計画に提示された流量の差があるなら説明してもらいたい。これらについては、環境への記載が適正であるかもしれない。

県の意見⇒正常流量 1.5 m<sup>3</sup>/s は、河川の動植物の生息環境や景観、流水の清潔の保持と利水の観点から最低限必要な流量として定めたものであり、この流量が確保できていれば瀬切れは起きない。漁業に対する流量については、代表魚種を決め、移動もしくは産卵できる最低限の流量を検討しており、渇水時に最低限確保する流量で漁業の条件は満足できているものと考えている。

委員の意見⇒生瀬大橋の地点で流量が減少したから瀬切れが起こるのであれば、河川整備を行っても瀬切れの発生は予防できないことになる。地下水位が河川の水位より下がっていると下流築堤区間の河床は砂地であることから、ザルのように水が抜ける。川底を上げることでそれが軽減できるが、掘削するので矛盾する。地下水位だけではなく、河床の高さも維持流量にとっては非常に重要であり、モニタリングが重要である。

県の意見⇒整備計画の書き方として、河川管理者が地下水位の維持を記載するのは難しいことから、水循環の確保で地下水涵養機能の保全が寄与するのでその保全に取り組むという書き方をした。

委員の意見⇒水循環の確保で書くことは認めるが、健全な水循環はもう少し大きな視野で見る必要がある。これからの20年間の利水、地下水と河川の水に関するところを把握しておく必要があり、流域全体を見渡した水循環の機構を解析することを提案した。

委員の意見⇒河川水位より地下水位が高くなるように心がけることは大事であるが、河川全区間にわたって地下水位を高めることは現実的に非常に困難であり、大きな意味での水循環として地下水涵養機能を保全することにおいて個々の問題としてとらえるべきである。

委員の意見⇒健全な水循環の確保の中の地下水涵養機能の保全の部分は、都市部における河川水との絡みでの地下水涵養ではなく、総合治水の洪水流出抑制としての健全な水循環の目的の一要素としてとらえられるように、言葉を補足しておかなければ、誤解が生じる。

#### (5) 「推進体制に関すること」について

##### 1) 流域連携

##### <協議の概要>

##### ① 武庫川づくりに向けたパートナーシップを育む手段

- ・委員からの意見書には、県が直接流域住民とさまざまな取り組みをしながら進めていくことが流域連携であるととらえるのではなく、県と住民が直接ではなく駆け込み寺のようなイメージで、間に入る何かの仕組みを通してスムーズに整備計画が進めていけるよう、武庫川流域圏会議のような仕組みづくりを盛り込む提案があった。この意見と同様に、住民の参画と協働を掲げる兵庫県政として、また、佐用川災害の教訓を踏まえ、川づくりに向けたパートナーシップをどのように育むのかという視点からこのことを本文に挿入すべきである。県内の千種川をはじめ、他府県の川づくりが盛んな河川では、それなりの仕組みが間に入り、行政と住民が一緒になってイニシアチブをとって納得のいく川づくりが進められつつある。

県の回答⇒多様な主体が取り組む武庫川づくりとして、武庫川流域のさまざまな団体がそれぞれ自律的、自発的に取り組んでいく武庫川づくりも一つの大きな柱である。県が直接連携する団体だけが流域連携と考えているのではない。また、パートナーシップを取り入れることについては、県と地域住民が取り組む川づくりには個々の取り組みがあり、それぞれの分野、事業で個々に取り組みを深めていきたいと考えている。

##### ② パートナーになる連携組織とのパートナーシップによる武庫川づくり

- ・流域連携の前文では、河川管理者とは別に、流域の住民、住民団体、事業者、自治体がどのように連携していくのかを明示しておかなければ、「住民等」とすると極めて不明確である。参画と協働による武庫川づくりと明言しながら、誰がどこでどのように連携し、それを支援し、関わっていくのが曖昧になる。誰と誰が多様な連携をしていくのが、大きなポイントである。また、「これまでどおり」という表現については、これまでやってきた延長線上というニュアンスであるが、これからはじめようとしている武庫川づくり、河川整備計画は、これまでとはまったく違うものである。推進計画を策定して流域の自治体と連携関係を行ない、住民参加で総合治水を全面的に展開することは、非常に大きな変化のはずである。
- ・多様な主体が取り組む武庫川づくりの支援では、連携、交流のために行政が行なう支援策の中身については、機会の提供と情報の提供があるが、流域とパートナーシップの川づくりを行なうために、パートナーとなる住民組織をどう構築するかについての認識が必要である。この件に関して、これまで県は一貫して「住民は自主的にそれぞれ勝手にやればいいことで、特定の団体と関係を結ぶことはむしろするべきではない」と言い続けてきた。流域において、それぞれ立場や発想や価値観が違っていても、武庫川づくりでは連携していかざるを得ないはずであ

る。つまり、個別に対して情報提供や助成金を出すのではなく、流域で主体的な連携組織が生まれることをバックアップし、連携組織とパートナーシップの連携を築いていく姿勢が必要である。そして流域のトータルな連携組織を生み出していくことに県は役割を果たし、その連携組織とパートナーシップの関係により二人三脚でやっていくことを明記することを提案する。

③ 先行する「武庫川づくりと流域連携を進める会」の活動との関係について

- ・県が行なっている地域住民との連携や実施している支援策が記載されているが、その外側で現在我々は、武庫川づくりと流域連携を進める会で活動をしている。ここでは、この会は「現状の活動」の一団体に過ぎないようである。今後中に入れるのか、県との関わりをどのようにすればいいのか、書かれている連携とは全くかけ離れたものであるのか、理解できない。例えば直近の9月4日に行なうイベントには県も参加してもらえようだが、このような関係をもっと広げていけばいいのではないか。

県の回答⇒武庫川で実施している支援として出前講座等の講師派遣などを通して、人的な支援でも関わっていく形がある。

④ 流域連携を進めるための体制づくり

- ・流域連携は、ただ単にある一つのNGOやNPOを支援するしないの問題ではなく、もう少し視野を広げて流域全体の農水や、道路問題、環境問題など、すべてを包括できるような体制がなければ進まないのではないか。

⑤ 「関係者」「関係機関」という表現について

- ・同じ資料の環境関連の中で、「関係者」や「関係機関」という表現が多いが、例えばどのような機関を含むのか具体的なことを入れなければ理解し難い。

県の回答⇒漁協や関係市、環境部門の各課や武庫川流域環境保全協議会等をイメージしている。

⑥ 県の支援について

- ・県の掲げる一つ目の柱は、県もしくは流城市である行政対市民の直接連携であり、県を中心に流域住民への情報共有や連携を行なうことが示されている。また、もう一つの柱は、武庫川づくりへの支援として連携というよりは一方的に支援をする表現である。もう少し違った視点が欲しい。
- ・個々の一部にとどまる連携ではトータルな流域連携とは言えず、県の説明では流域連携について少し勘違いしているようである。参画と協働の行政を進めることに対し、理解と協力を得てというのは参画・協働以前の1970年代の古い行政姿勢である。1990年代に入ってから兵庫県が、なぜ参画と協働を最重点柱に掲げているのかをよく理解できていない。例えば、多様な主体が取り組む武庫川づくりとして住民団体が取り組むことを県が支援するというとらえ方程度でいいのかどうか疑問である。参画と協働とは対等に協力することであり、一方的に県が住民組織を支援するだけではない。どのようにして協働していくのかという理念が欠けている。

2) 推進体制

<協議の概要>

① P D C Aサイクルの導入にあたって

- ・P D C Aサイクルの導入にあたり、流行語を引用する感覚で言葉を使うのではなく、基本的な理念をもって整備計画に導入することが重要である。参画と協働は、何か問題が起きてどうにもならなくなった段階で住民側に提案される傾向にあるが、そのようなことのないように、もっと以前から問題の提起を行ない、選択肢を考えた上で立ち向かう考えがなければ、住民の参画と協働や連携はできない。

② P D C Aサイクルの進行管理の理念

- ・P D C Aが復活したことはいいことであるが、どのようなP D C Aを想定しているのかが読み取れない。前回の委員会では住民の参画と協働による総合治水に相応しいニューパブリックマネジ

メント(NPM)を進行管理に使うべきだという意見を出したが、県内の他部署では既に使われているので、NPMの5つの理念を据えて是非とも武庫川でもPDC Aサイクルを回してもらいたい。

県の回答⇒河川整備計画を5年で4期に分けて進行管理し、フォローアップ委員会から意見を聴取しながら具体化を進め、概念としては第3次環境基本計画で行なわれたPDC Aを参考にしたい。

委員の意見⇒同じ導入をするならもう少しPDC Aについて勉強し、ニューパブリックマネジメントを導入してもらいたい。

県の回答⇒PDC Aはスキルであると考えており、PDC Aサイクルの考え方を導入すると、より確実に20年間で整備計画をやり遂げることができるツールになるのではないかとこのところまでしか、今のところは概念としては持っていない。

### ③ PDC Aと報告による説明責任

- ・個々の工事の河川工事と環境2原則の整合性について、PDC Aを提案した委員から出されたサイクルを早く回すということからすると最低3回サイクルを回さなければうまくいかないと思う。そういう観点からすると、フォローアップは事後報告であることから「頑張ったがダメだった」という報告を行い、それで説明責任を果たしたことになるという懸念がある。
- ・県は、2つの原則との整合性は、PDC Aサイクルとは別のところでやっていく考えであるが、委員側としてはPDC Aサイクルでやっていくべきとしていた。

県の回答⇒1つのサイクルの中で、環境と治水の両立の目標があり、それを実践する中でチェックをしてモニタリングや順応的管理を取り入れながら整合性がとれるようにしていく。

### ④ 県の修文について

- ・PDC Aサイクルの考え方にに基づき進行管理を行なう考え方の部分と、具体的に担保するシステムの部分が錯綜し、混乱している。その理由として、フォローアップのイメージの資料ではPDC Aサイクルを復活させたことの意味が反映されていない。フォローアップ委員会にPDC Aサイクルの流れの中の役割を果たす部分が入っていないとおかしい。単なる情報共有、報告を行い、透明性を図る場とするのでは意味がない。修文の内容には、定期的に委員会を開催して報告し、意見を聴いて、PDC Aサイクルによる進行管理の仕組みが具体化した段階で、県が点検・評価を行ない、その結果を委員会に報告することで説明責任を果たすように書かれており、前回流域委員会の議論から一歩も進んでいない表現である。もう一歩前進させるには、PDC Aサイクルとフォローアップ委員会をドッキングさせた委員会の位置づけが求められる。
- ・PDC Aサイクルも委員会が担うことを前提にすると、委員会の組織構成やメンバー選定に対して納得のいく説明をしておく必要がある。つまり、整備計画に委員会の構成を盛り込むのではなく、どのようにして納得できる公正な選定をするのか考え方を記載しておくことである。フォローアップ委員会の機能と権限と組織の編成のあり方について、何らかの言及が必要である。
- ・「フォローアップ委員会に報告することで説明責任を果たすとともに」については、フォローアップ委員会に報告することだけが説明責任ではないことから、もう少し修文について考えるべきである。また、PDC Aサイクルにフォローアップ委員会も入り込む形で考えることを提案する。

## 5.2 継続検討課題

前回の流域委員会で議論された継続検討課題の扱いについて、本文の第5章もしくは章立てせずに何らかの形で記載するか、資料編に記載するかについての続きの議論が行なわれた。最終的に出席委員全員から継続検討課題の扱いに対する意見が出され、集約までには至らなかったが、運営委員会で慎重に精査することになった。

<各委員の考え方の概要>

- ① 委員長が提案した第5章案は、提案した第4章5節案をよりきちんとしたものになっており、賛同する。

- ② ダムに頼らない新しい治水のあり方を目指そうとしている中で、千苺ダムという選択肢を本文に書き込むべきではない。また、継続検討課題の記載はすべきではない。しかし、どうしても記載するのであれば、県の提案した資料編にこのような検討があったという事実の記載であれば最大限譲歩できる。
- ③ あふれることだけをメインの河川計画にするのではなく、総合治水の中で河川管理者は従来の専門である河川施設を最大限にきちんと整備してもらいたい。そのような意味で、100年の更新時期を迎える河川施設や既存不適格問題に責任をもって総合治水に有効な形になるような社会資本の再整備・再開発に向けた継続的な努力が望まれる。また、上流から下流までのバランスを持った河川計画に向けて、今期の整備計画で実現できないことの継続検討は必須である。これら継続検討課題は法定図書である本文に第5章を設けて記載する委員長の提案に賛同する。
- ④ PDCAをどのように実行し、見直しをするかを考えると、フォローアップもしくはこの流域委員会が違う形でその機能を付託されることもあり得る。そのように考えると、継続検討課題の検討の途上で萌芽的に熟度が高まることもあり、それを実施するためには整備計画本文に担保として必要な項目を記載しておく必要がある。今までにそのような法定計画図書は見たことはなく、章を構成することは画期的であるが、継続検討はストップしない形で考えるべきである。したがって、資料編ではなく本文に章立てし、さらに項立てする委員長の提案に賛同する。
- ⑤ 本文に5章を章立てする委員長の提案に賛同する。そして、これらを実行に近づけるために、既存ダム検討委員会やまちづくり検討委員会をフォローアップ委員会と対等に設置することを整備計画に記載しておくことを提案する。
- ⑥ 5章を章立てすることは、委員会の合意としてリストアップするという視点で検討を続ける項目を書くのであればあり得る。ただし、5番目の地下水の分布、調査の話に限っては項目に取り上げることに反対である。地下水を水循環の中の1つの要素として循環系を把握するために要求される精度としてとらえることはいいが、具体的に目的を持って実施するには時期尚早であり、適当でない。また、検討課題として位置づけたものを合意の段階にもっていくプロセスをどうするのか具体的に考える必要があるが、今の段階ではまだそこまで達していないことから、本編への記載の妥当性についてもう少し議論を重ねる必要がある。
- ⑦ 総合治水とは、流域一貫であり、流域連携としてあらゆる立場から総合治水を考えた場合、1章から4章の間でそれらを盛り込む必要があるが、この20年で達成できないとして外された内容があるなら、それをまとめておくことは必要である。そのような意味で本文への第5章案に賛同する。
- ⑧ 長時間かけて真剣に討議してきた重要な事項として本編に掲載することに賛同するが、本文に記載することに対する河川管理者のプレッシャーも考えると、第1章を「はじめに」に書き換え、第5章ではなく「おわりに」として項目を記載することを提案する。
- ⑨ 本編に記載する案に賛同する。継続検討課題は積み残しとして、また20年後の宿題という観点から、最後に項目程度を残しておくことを提案する。
- ⑩ 本編に第5章を設けて記載する案に賛同する。いかに住民の安全を図り、環境保全に努めるかについてこれだけ議論を重ねてきた。その内容である県の新しい取り組み、発想、技術の展開、活用を考えた新しい整備計画として、県がプレッシャーを感じても章を立ててきちんと残していく必要がある。
- ⑪ 本編に「おわりに」として記載する案に賛同する。委員間の完全な意見の一致を見ずに章立てをして記載すると、偏った意見として評価されることがあることから、最後のところでこれらについて検討したという形で書くことが望ましいと考える。
- ⑫ 本編に第5章を設けて記載する案に賛同するが、財政のことを考慮すると地下水の調査と堤防強化の補助スーパー堤防は外すことを提案する。

- ⑬ 本編に第5章を章立てする案に賛同するが、第5章に検討課題と記述し、いずれ整備計画本編の中に入ることを条件に、既存ダムの治水活用及び遊水地のさらなる検討を入れ、残りの各戸貯留や流域対策、堤防強化は継続検討課題ではなく、本文の中に記載すべきである。なお、新規ダムは建設しないという前提のもとに整備計画はつくるべきであり、したがって新規ダムを記載する必要はないことを提案する。

## 6. 傍聴者からの意見

4名の傍聴者から以下の意見をいただいた。

<意見の概要>

### ① 千苺ダムの治水活用と超過洪水対策の関係について

- ・ これまでに何度も千苺ダムの活用を述べてきたが、是非本文に何らかの形で書き込んでもらいたい。また、超過洪水対策は大賛成であり、実施してもらいたいが、新規ダムだけでなく既存ダムやその再開発など、「どんなダムにも絶対頼らない」としなくても、ダム事業とは関わりなく超過洪水対策はできる対策である。

### ② 委員会の姿勢と疑問点について

- ・ 武庫川流域委員会は諮問委員会である。したがって、河川管理者に気を遣うことなく委員会の中で決定すればいいのではないか。その答申に河川管理者がどう対応するかということである。
- ・ 生瀬大橋を生物の指標に引用しているが、生瀬大橋はBODの調査をしておらず、データがない。なぜBODの調査をしているところを指標にしないのか。
- ・ 配布された資料の出典に誤りがある。出典に「日本の水資源」と書かれているが、国土交通省の間違いである。もう少し下までデータのコピーをとると解説が入っているはずである。もう少し丁寧にデータを扱うべきである。

### ③ 本文・資料編の印象と理解できない記載内容、その他について

- ・ 資料編の方が本編より情報量が少なくわかり難い。例えば、重要な河床掘削による流量配分の400 m<sup>3</sup>/sは資料ではその数値が提示されていない。大事な情報が、質、量ともに劣化している印象を受けた。
- ・ 下流の河床掘削は、喫緊の課題と言いながら整備計画事業開始の5年後からしか開始されないのは理解できない。素人に理解できる説明が欲しい。
- ・ 表のタイトルについて、全く同じ表であるにもかかわらず、本編では「実施概要」、資料編では「概略工程表」と記されている。統一した方がいいのではないか。
- ・ 前回の委員会で武庫川の水面清掃にどれぐらいの予算をかけているのかという質問を出したが、それに対して平成21年度6,000万円、クリーン作戦で5,000万円をかけているという回答が資料に提示された。しかしこれは、県と市が共同で行なう除草・清掃等であり、川の水面を美しくする視点ではない。これは、水質の向上や干潟の再生に関わる問題であり、委員会ではこのことを是非積極的に明記してもらいたい。
- ・ 環境に関わる本文では「この活動により発生したごみ」という記述があるが、「この活動により回収したごみ」でなければ日本語の表現としておかしい。

### ④ 河川管理者の選択とそれに対する流域委員会の姿勢について

- ・ 本日の資料として配布された委員長メモによる検討課題は、元来、流域委員会が提言し、河川管理者が河川整備計画原案に採用しなかった事業である。河川管理者が河川のプロとして取捨選択して事業を選択したのであれば、流域委員会は武庫川の有識者として河川管理者が選択した事業よりこれらの事業の方が優れていることを論理的に示すべきである。それができないのであれば、いさぎよく流域委員会は諦めるべきである。



今回は、2004 年から 306 回に及ぶ会議を重ねた流域委員会の締めくくりの会議として、原案の残る課題の最終審議が前半で行なわれました。後半では委員長により 8 ヶ月間の整備計画に対する審議を総括する答申書の原案が読み上げられました。

15 名の委員が参加し、5 時間半にわたり最終的な協議を行いました。

## <議事のあらすじ>

### 【配布資料】

- ・ 第 110 回運営委員会の協議状況 (資料 1)
- ・ 第 60 回～第 67 回流域委員会における審議結果の整理表(案) (資料 2)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文論点に関する委員意見書(資料 3-1)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文論点に関する委員意見の整理表(資料 3-2)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)〔9 月 16 日時点修正案〕<見消版>(資料 3-3)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)<改訂版>(資料 3-4)
- ・ 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】〔9 月 16 日時点修正案〕<見消版>(資料 3-5)
- ・ 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】<改訂版>(資料 3-6)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)資料編〔9 月 16 日時点修正案〕<見消版>(資料 3-7)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)資料編<改訂版>(資料 3-8)
- ・ 武庫川水系河川整備計画原案に対する意見書(答申書原案)(資料 4)
- ・ 武庫川水系河川整備計画の着実な推進を図るしくみ(資料 5)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その 9)(資料 6)
- ・ 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書の整理表(第 60 回以降分)(資料 7)
- ・ 住民からの意見書(資料 8)
- ・ ニューパブリックマネジメントとは(参考資料 1)
- ・ 住民の方からの質問に対する回答について(参考資料 2)

### 1. 第 110 回運営委員会の報告

委員長から 9 月 9 日に開かれた第 110 回運営委員会の協議状況が報告された。

### 2. 第 60 回～第 67 回流域委員会における審議結果について

委員長から資料 2「第 60 回～第 67 回流域委員会における審議結果の整理表(案)」に基づく説明があり、各委員はそれに了承した。

### 3. 河川整備計画(原案)等の審議について

#### 3.1 河川整備計画(原案)等の修正について

県から、資料 3-1～3-8 の河川整備計画(原案)等の修正に関する資料について説明が行なわれた。

#### 3.2 流域連携及びフォローアップについて

県から、「流域連携」及び「フォローアップ」について、資料 3-4 及び資料 5 に基づく説明が行なわれ、それに対して各委員から意見が出された。

### <意見の概要>

#### ① 流域連携について

- ・ いい川づくり、いい地域づくりをするためには、河川管理をする県と沿川の自治体との連携と協働は絶対に不可欠である。また、河川部局に限らず、都市計画、農林などの行政内の連携、協働がなければ十分な市民サービスや魅力づくりはできないことを住民の立場からお願いしたことがベースにあり、その下で流域連携が成り立つと考えている。そのような中で、県は自律的な流域

ネットワークとの連携を「連携のあり方の検討」としたが、今さらあり方の検討をするのはおかしいとする意見を出した。その理由として、流域委員会のメンバーと沿川の住民を含めて「武庫川づくりと流域連携を進める会」という任意団体を設立し、その組織が主体となり、既に6回のフォーラム、その内2回はアユをシンボルにしたフォーラムを開催し、4回の水質調査を行なうなど、既に武庫川づくりが始まっている。流域委員会ができたお蔭で、武庫川づくりに対する関心が高まり、2004年から活動を始めていることから、さらなる促進を目指して「自律的な流域ネットワークとの連携」に修文され、「検討」ではない強い意志の表現になったことを評価したい。

- ・流域連携の中で「川の景観づくり」が加えられた。甲武橋や仁川合流点付近で4市の行政界が連なっており、県がそこに絡んでいる。4市が勝手バラバラな都市計画でまちづくりを行い、用途地域、景観、武庫川との関係もバラバラである中で、誰が主導権を握り、川づくり、川を中心としたまちの景観へのアプローチをしていくのかも設定されていない。これらへの対応として「川の景観づくり」が追記された。今後は、これら整備計画の内容を流域沿川の行政や事業者、地元住民、NPO団体等が具体化し、さらにいい川づくりをすることに参画・協働し、力を注いでもらいたい。

## ② ネットワークとの連携とP D C Aについて

- ・前回の流域委員会以降、内容が非常に進化し、ようやくパートナーシップの川づくりに近いところへ上げていただいたことを評価したい。
- ・基本的な考え方のネットワークとの連携において、「武庫川づくりのパートナーとなる自律的な流域ネットワークとの連携のあり方を流域市の意見を聴きながら検討し具体化」の文章は、今まで説明してきたパートナーとは少し考え方が違う。連携のあり方が、県そのもののネットワークとの連携のあり方になっており、さらに流域市の意見だけを聴く文面になっている。しかし、流域での住民組織や団体、教育機関、企業などさまざまな集まりがあり、それらすべてを含めた流域連携のあり方である必要がある。それをつなげるために、パートナーがどのようなところと結び合わせ、目的として何を望むかによってそれぞれチャンネルが変わることになる。これらは、県との連携、関わり方ではなく、総合的に関わりのある皆で見い出さなければならない部分であることを指摘しておきたい。

県の回答⇒行政目的を達成するために個々に連携する取り組みがあり、ケースによって連携の仕方を考えることになる。また、ネットワークとの連携は、自律的に形成されたネットワークと連携していくことを念頭に置いており、連携をする際の相手方との連携は、相手の意見も聴き、ネットワークを構成する団体の意見はネットワーク内で取りまとめ、その考え方を県が承りながら連携のあり方を検討していくことが必要であると考えている。

委員の意見⇒「流域市の意見を聴きながら」とあるが、流域市に限るのではなく、流域の住民組織やパートナー、その他さまざまな機関と流域市等も含めた意見を聴きながら、というような表現にしなければ、流域市のみと意見を交わして検討、具体化することになる。

県の回答⇒流域市の意見だけを聴いているのではなく、「流域市の意見も聴きながら検討を行い具体化を図る」と記述している。当然、自律的なネットワークが形成されていく中でネットワーク団体と意見交換をすることになる。また、「武庫川づくりを検討する」から「支援する」に修正し、シンポジウムの開催も例示し、その中で個々の団体が将来ネットワークを組むことについて、十分意見交換ができると考えている。

委員の意見⇒ネットワークとの連携は、「流域市の意見も聴きながら」のところを「流域市や流域団体の意見も聴きながら」と入れても住民団体と記述するのではないことから支障はないはずである。

- ・川の景観づくりでは、ネットワークを通して、今後の重要な課題として最終的には武庫川の景観コントロールを目指すべきである。

- ・フォローアップの進行管理図について、P D C Aサイクルは1期5年で4期として1期に1回回すということであるが、課題が発生すれば、そこでまたPに戻って回すことが本来P D C Aの手法であり、実際には1期に2~3回回すことが望ましい。

県の回答⇒フォローアップの関係については、1期5年で1サイクルとしているが、実施状況については、毎年度の施策の実施状況を報告することになっており、その中で課題等が生じた場合には報告し、フォローアップ委員会からも意見を聴取することを考えている。また、個々の課題によっては短いサイクルのものもあり、臨機応変に対応する。ここで示している図は、整備計画全体の進行管理として4期に分けてP D C Aを回すことを表現したものである。

### ③ 個別の検討会について

- ・個別の検討会等において、例えば〇〇地区整備検討会では地元住民以外も参加して意見を述べることができるのか。また、検討会の開催情報を事前にインターネット等で広報されるのか。

県の回答⇒検討会の設置はケースによって学識者等の参画も考えており、そのような状況の中で地元以外の方の参画のケースもあり得る。また、広報については、インターネット等の情報公開のあり方等、設置に合わせて今後考えたい。

## 3.3 付記(検討事項)について

県から、「付記(検討事項)」について、資料3-4に基づく説明があり、それに対して各委員から意見が出され、協議の結果、以下の点が確認された。

### 【確認事項】

- ① 検討事項は本文に記載する。
- ② タイトルは「付記」とする。
- ③ 基本的な内容は、県が提案した通りとし、微細な修文については運営委員会で確認する。
- ④ 各委員の意見は、資料編にできる限り記載する。

### <協議の概要>

5名の委員から意見書を基に概要説明が行なわれ、さらに、各委員から意見が出された。

### 【意見書の説明概要】

#### ① 選択肢の優先順位について

- ・検討事項は2つの性格を持つことから、県が提示したように2種類に分けた記載が望ましい。その中で、長期的な河川整備基本方針の整備目標達成に関わる項目は、次期以降の整備計画の策定に優先順位を持つ選択肢ではないことを何度も議論し、ある程度の合意を得ていると理解している。「なお、記載の順序は検討の優先順位を定めたものではない」というなお書きでは、「検討の優先順位」の問題ではなく、次期以降の整備計画の作成に関わって「選択肢の優先順位」を定めたものではないことは明記してもらいたい。

#### ② 水田貯留の検討は新規ダムに関わり重要なポイントになる

- ・新規ダムの建設に関してはこの項目を記載することに疑問がある。
- ・水田地域の貯留については、超過洪水の際に各地域で氾濫、湛水している実態から、河川の疎通能力を超える流出が起こる状況では、まず犠牲になるのが河川周辺の水田地域での氾濫であることを考えるべきである。氾濫の結果、その周辺や下流の地域が守られ、大洪水にならずに済んでいる現状がある。そう考えると、水田地域には役割があり、その恩恵の下に下流の生活が守られている面があることになる。

人的被害がなく、非常に大きな貯留容量を持っている地域、例えば武庫川流域では、三田を中心に道場辺りまでの貯留は、県が公表しているハザードマップやシミュレーションにおいても大きな湛水があり、広大な面積にわたって氾濫が起こることが予想されている。また、三田地域に

限らず、上流の河川周辺の農地での氾濫も相当な量になる。氾濫でどれぐらいの貯留容量があり、その結果、下流の流量がどれだけ減じたかを明確に定量化しておくことを整備計画において整理しておくことを提案する。農林サイドにおいても、氾濫による水田地帯の超過洪水に対応する役割の定量評価方法が提案されてきており、県が行なっている氾濫シミュレーションの結果を整理すれば、量的な問題はすぐに出せる。下流側が減じられる流量をはっきりさせることは、後に新規ダム建設が議論されるような場合に、その効果を引き合いに出すことができる。また、氾濫が起きた場合の災害復旧にかかる経費も整理しておく必要がある。

### ③ 章立てのあり方とため池、遊水地及び千苺ダムに関する2つの追加提案

- ・「本計画の先導的な施策の実施にあたって検討が必要な事項」については、内容の性質が検討課題とはかなり重みが違う印象を受けた。この文面は、本文の記述と全く同様のレポートである。ここでの話題とは少しずれるが、整備計画の文書作成にあたっては、洗練された内容を目指し、全く同じ文面が何度も繰り返して登場する、重複した表現は極力避けてもらいたい。
- ・県が提案した形と、流域委員会が継続検討課題として挙げているものとは、重みが違う。次期以降の整備計画のために準備、調査、研究できるものは継続するべきである。しかし、検討調査、研究の結果、整備計画には載せられないものも出てくる可能性はあるが、流域を守るという目的で、また、今期整備計画は、本川下流域の河床掘削をメインにし、超過洪水対策をプラスするという方針であるが次期以降に向けては、スムーズにその他河川施設の充実を目指すべきであるという思いから、第5章か終章を望みたい。
- ・前回委員会の委員の意見に、有馬川が合流する三田あたりに、越流堤のような堤防の切り欠きがあり、そこから畑地が浸水している事実について報告があった。基本方針や提言書作成時においても、本川より川幅の広い有馬川から本川に流れ込む流量は支川の中でも最も大きく、遊水地などで何とか手当てすべきだという議論があったが、いくつか課題があり、断念した経緯がある。しかし、既に越流堤的なものが存在し、周辺の田畑は遊水地化される仕組みになっていることになる。確認の上、精査して今後のあり方を押えておく必要がある重要な事項である。さらに、少し上流の自然に湛水する水田も含めて、削除されたその他遊水地を復活させ、これらを検討することを提案する。
- ・有野大池、母子大池、勝合谷池、末野大池をはじめその他の大池は支流のかんがい専用ダムとして今も機能している。局地的な豪雨が増加する傾向にある中、これらを既存ダムと連動させ、放流や融通を図ることにより、治水活用をするダムの事前放流のネックになっていた放流河川の流下能力の限界へのプラスや、空振りリスクに対する補填などの活用が考えられる。
- ・当初、第5章の筆頭に上がっていたのは千苺ダムであり、他の利水施設とは別にしていたが、既存ダムとして一つにまとめられた。しかし、千苺ダムは他の利水施設とは内容が違う。既存不適格問題、間もなく100年を向える老朽施設として、社会資本の再整備の観点から再開発を考える必要がある近代土木施設である。さらに、武庫川流域の1/5の集水面積を抱えていることや治水転用による甲武橋地点の効果量が非常に大きい点も挙げられる。これらのことから、千苺ダムは、他の既存ダムとは一線を画し、別の項目立てにすることを提案する。

### ④ 遊水地・ため池は1章から4章で、維持流量、水循環、水融通の追記について

- ・県の案は付記であるが、第5章としてタイトルを「今次計画中に継続検討すべき課題」にすることを提案する。これまで委員会では、できるだけ実効性、効果のある施策を取り上げる議論を行い、その中でかなり実現性のあるものについては1章から4章までにまとめられた。今後継続して次につながる施策としては第5章がふさわしい。
- ・第5章の内容については、重要なことを簡潔に記載し、詳細については資料編に第5章に関連する資料として別記することを提案する。
- ・遊水地及びため池の中で確実に実施できるものについては1章から4章に記載されているが、多数ある内の一部のため池だけで終了とするのでは困る。先述した2名の委員の意見に賛同し、

是非とも検討事項として1章から4章の中に記載しておくべきである。さらに、この20年間で検討し、実現の可能性があるものが出た場合には、今後の計画期間中の実施レベルに上げるべきであり、そのような修文を提案する。

- ・アユの生息環境の改善では、市民も委員も専門家も天然アユの遡上、復活を願っており、県の案はそのまま受けたい。しかし、維持流量では、生瀬橋の1.5 m<sup>3</sup>/sでアユに限らず魚の生息や生育に関わる維持流量が本当に満足できるのか疑問であり、この不安が、委員会の席上、傍聴席、任意団体「武庫川づくりと流域連携を進める会」が主催した幾つかのフォーラムにおいても挙げられている。維持流量そのものの考え方が、アユの生息に本当にリンクしているのか、考え方の改良も視野に入れて、武庫川らしい維持流量としてとらえるべきである。また、武庫川らしい維持流量は、本川だけではなく、支川の重要な部分についても視野に入れておくべきである。
- ・ひょうご水ビジョンに基づくことが記載されているが、ひょうご水ビジョンは最新のものが5年前の策定であり、水循環の対応がなっていない。例えば、「水の美しい循環をめざす」がスローガンであるが、どこがどのような状態になったら美しい循環なのか、意味が理解できないスローガンである。そこで、健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議がまとめた「健全な水循環系構築に向けて」を原点とした考え方で、武庫川の水循環についても考えることを提案する。
- ・利水対策の水道システムの融通について、降雨がなくても水不足になるという渇水リスクがあり得ることに対し、この項の追加は、給水システムの確立により、既存ダムの予備放流の後の無降雨による渇水の解消対策にも効果があると考えている。そこで、「渇水リスク及び危機管理に対処するだけでなく、水源余力の増強と既存ダム予備放流の拡大のため、各水道事業間での通常の配水区にまたがる上水の給水システムを確立することを検討する」と文案を追記することを提案する。

#### ⑤ 継続検討課題の記載は不要である

- ・第5章、後書き、付記のいずれであっても整備計画原案に位置づけなかった事項を継続検討課題として取り立てて記載する必要はない。
- ・県が付記の後半の4項目を挙げた選択基準は何か。

県の回答⇒河川整備計画に位置づけてはいないが、河川整備計画作成過程で検討した項目で、将来の目標達成に向けて検討が必要であると現時点で考える項目である。

- ・優先順位の問題として、もし財源と人に余力があるのであれば、優先して検討すべき項目は、千苅ダムではなく、下流築堤区間の超過洪水対策である。もしくは、超過洪水対策とリンクした流域対策を優先すべきである。もし、付記を記載するのであれば、項目の順序は次の整備計画の検討についての一定の優先順位を定めたものではないことを誤解なく伝える必要がある。

#### <協議の概要>

##### ① 付記案に妥協

- ・第5章案を支持していたが、各委員の意見等を聴き、県による修文でもかなり内容が改善され、付記は妥協案として県が提案したものであると理解した。妥協案に100%賛成ではないが、妥協できるところは賛成するという考え方である。

##### ② 新たな遊水地の検討について

- ・流域対策では、三田での氾濫区域を含め、武庫川上流浄化センター用地以外の新たな遊水地を検討することを追記すべきである。

##### ③ 継続検討の担保

- ・検討事項の扱い、位置づけについて、前回の委員会において、本文に書き込むことの県のプレッシャーの話があったが、検討事項を挙げるだけでなく継続検討をきちんと担保するという位置づけで本文に付け加えて書き込むという配置になっているのであれば、理解できる。20年間にわたり、次期整備計画の準備に徹するのではなく、内容や検討によっては、否定されるものもあるかもしれないが、20年の間に取り込む可能性も期待している。また、フォローアップ委員会は、これらの項目について検討内容や進捗状況を報告する一つの担保材料として位置づけられる。

④ 付記に譲歩

- ・各委員の意見を聴き、さらにタイトル「付記」の横に括弧書きの「検討事項」が記載されていることから、継続検討として担保できるのであれば、「付記」という扱いに譲歩する。

⑤ 超過洪水に対する定量的評価の必要性

- ・5番目として貯留容量の可能性のある地域において、「超過洪水に対応する地区貯留の検討」というタイトルで検討項目を追加すべきであり、これを提案する。少なくとも20年の間に、地域として超過洪水時の氾濫条件の定量的な評価はしておくべきである。

⑥ ため池整備・遊水地について

- ・今期に取り上げている以外のため池は非常に膨大であり、流域対策としては有効である。資料編への記載とは別にランクを上げて検討すべきである。また、上流浄化センター用地以外の新たな遊水地の検討も必要であり、挙げておくべきである。

⑦ 付記、遊水地、正常流量について

- ・付記という名称について、以前、第5章の提案をしたが、整備計画という法定文書の中でこの項目が位置づけられるのであれば、名称については拘泥しない。
- ・遊水地は十分検討し、新たな遊水地は可能な場所にもっと増やすことを採択すべきである。
- ・正常流量の問題は、河川砂防技術基準に記載されている正常流量の定義とそれに先立つ維持流量の問題について疑問を持っている。最近、地球温暖化等により河川の水温が上昇していることを考慮すると、正常流量は下限の流量であることを踏まえて、もっと高い流量を検討すべきである。技術基準の遵守だけでは温暖化には対応しきれないことを考え、定義自体を今後問題にすべきである。

⑧ これ以上の項目追加は不要

- ・意見で出されている項目はすべて基本方針の中で対策として取り上げられている。今期の整備計画に取り上げられていない話題をあたかも優先順位があるかのように受け取り、ここに挙げておくべきだという議論はすべきではない。これ以上の項目追加はすべきではない。

⑨ 湛水する現状を抱える水田地域の扱い

- ・現状として、大雨のたびに自然湛水している水田地域や、堤防に切り欠きがあり越流堤のようになっていることから実態として遊水地化しているところを新たな遊水地として今後20年間何もせずに放っておくことはできない。そのようなことから、少なくとも今から20年間継続して何らかの調査検討を行なうべきである。このことは、当然実施すべき事項として1章から4章の流域対策に盛り込むという委員の提案もある。このゾーンの遊水地化については付記への挿入を提案する。

県の意見⇒あふれることを意識し、それに備える減災対策をとる必要があるという趣旨で減災対策を記述してきたが、委員の提案は、逃げる、避難するなどの備えをするのではなく、上流であふれることを許容し、それを流量として見込んで計画を立てるべきとする趣旨なのか。

委員の意見⇒許容ではなく、結果的に起こってしまうことに対する評価である。常に計画どおりの豪雨が来るわけではなく、それを超えた場合の提案である。

県の意見⇒計算上氾濫する分を見込んで見込まなくても、自然現象として下流の安全性は今と何ら変わりはない。仮に上流であふれることを計算上見込んで、実際に下流の安全性が上がるわけではない。下流の流量を減らすために上流で何をすることになるのかは、今よりあふれるようにしなければ、下流の流量は減少しないという答になる。現在の状況よりもっと溜まるようにするという理屈になる。

県の意見⇒上流であふれるという事実が確かにあり、将来的にはそれを見込むことがあるかもしれないが、上流地域の住民がその話を聞いて、納得できる現状にあるかどうか最大のポイントになる。

委員の意見⇒上流だけあふれる議論では、特殊なケースに限ることになる。一般論としては超過洪水の時には、上流も中流も下流もあふれることを覚悟しなければならないと考える。

⑩ 遊水地、ため池を取り入れるための位置づけ

- ・ため池については、これで終わりというものではない認識は、当然県にもあると思われるが、非常に沢山あるため池は、なぜ数値化できないのか。そのようなことを含めて、新たな遊水地やため池による貯留施設の開発について検討するとして取り上げられるのではないか。

⑪ ここから先はフォローアップ委員会での検討に引き継ぐ

- ・流域対策に関しては、これまでにかなり議論し、提案され、それが原案として改訂され、ある程度充実したものになっていると理解している。したがって、県を信頼し、あとはフォローアップや地域住民、さまざまなNPO団体が見守り、積極的に武庫川づくりに向って参加することに期待してはどうか。今、いくら議論しても詰まらないことが予想され、結局は信頼感、お互いの連携、協働を進める意識しかなく、そちらに期待するしかない。

#### 4. 答申書について

委員長によって答申書原案全文が読み上げられ、それに対して各委員から感想が述べられた。答申書は大筋について了承され、修文は運営委員会に委ねられた。

#### 5. 傍聴者からの意見

7名の傍聴者から以下の意見をいただいた。

<意見の概要>

① 答申書について

- ・提示された答申書は単なる経過報告書に過ぎない。自画自賛だけではなく反省点も盛り込むべきである。付記という形で継続検討課題に対して決着をつけた河川管理者の努力に敬意を表したい。

② 流域委員会と答申書について

- ・武庫川流域委員会は、他の流域委員会と比較すると非常に幸せな委員会であった。一般の流域委員会では原案に対して意見を言うのみで、それに対して河川管理者がどう反映するかはわからない。しかし、この流域委員会は委員会が原案をつくるかのごとく積極的な発言があり、河川管理者もそれをできるだけ反映させるように努力をしていた。その意味で、忍耐強い河川管理者に驚嘆した。
- ・委員会の総仕上げである答申書は非常にすばらしかったが、全委員が関わっていないことが残念である。また、6年半に及ぶ成果の仕上げであるこの意見書は、委員会最終回の最大のテーマと認識し、楽しみにしていたが、後半になっても登場せず、大半の傍聴者も帰った後に出されたのは、非常に残念である。

委員長の説明⇒答申書はごく一部の委員のみが関わったのではなく、殆どの委員が目を通して確認の上、作成したものである。

③ 工期と魚の移動性確保、図表について

- ・前回委員会で提示された河床掘削の工期が工程表では5年早まった。短縮できた理由を確認したい。
- ・整備計画で撤去される床止工と同じスタイルの魚道をもつ床止工が10ヶ所以上ある。魚の移動性の確保というキーワードが多くみられ、これらの魚道すべてを改良しなければ、魚の移動性は格段によくなれないが、撤去する床止工以外もこの整備計画の中で改良することが本文と概略工程表に記載されているのか。もしくは、整備計画の対象ではなく、日々の行政の中で行われるのか。
- ・答申書の中に図表、写真に配慮したとコメントがあった。これに従い、魚道の写真は、魚道だというコメントだけでなく、改良した同じタイプの魚道があと何基あるのか説明すべきで

ある。また、潮止堰はコメントもついていない小さな写真であるが、時間をかけて議論した原案の象徴の一つとして何とか配慮すべきである。

④ 武庫川の自然環境に関する3点について

- ・以前の流域委員会でアユが育成するための維持流量を季節に応じて保障することを提起した。修文により正常流量はわかりやすい記述になったのは良かったが、生瀬大橋地点1ヵ所を基準点にし、渇水対策流量を考えるのは不十分である。正常流量というタイトルを変え、幾つかの地点で調査することが望ましい。武庫川の自然環境に関して、豊かな水が流れる武庫川こそが武庫川本来の自然景観である。
- ・武庫川の魚の種類は県の河川でも非常に少ない部類である。上流で28種、中流で10種、下流で5種にすぎない。さらに、アユは武庫川にはわずかしかが上がらなくなっている。過去100年、生物の世界、自然界の貧困が進んだ結果である。そのような中で西宮市側に小さな干潟があり、現在ハゼが寄ってきている。干潟を作り直すことが計画に書かれているが、是非実行してもらいたい。
- ・河川環境の保全整備の具体化の一つが武庫川の動植物の保全・再生であり、武庫川方式を大いに発揮すべきである。整備計画の実施にあたり、生物多様性の保存配慮と2つの原則が現場で統一されていくかどうか、再生にも目配りした厳しい実施になるよう、推進点検機構の配置をしてもらいたい。現場ではなく紙上の話になることを危惧している。

⑤ 参画と協働の川づくりについて

- ・流域委員会では、可能性のあることをすべて考え、このような結果が出された。最終回で最も期待していたのは推進体制とフォローアップ委員会であり、議論を聴いて自分も川づくりに参加しようと思う気持ちになれた。真の意味での参画と協働の川づくりを目指して皆で協力できるよう頑張ってもらいたい。

⑥ 武庫川での活動報告と今後の武庫川づくりに向けて

- ・事実上武庫川ダムが中止になり、それ以降、ダム反対の活動をしてきた自身の所属する団体が決定してきたことを以下に報告する。
  - 1) 11年間200～300人で行なってきた武庫川の清掃活動は今後も継続する。
  - 2) 武庫川の歴史ある鉄道遺産を含むハイキング道を守っていく。
  - 3) 8年前に開催した「武庫川の源流から河口までを4日間かけて歩く」イベントをこれを機会にもう一度開催する。
  - 4) 今後は流域連携が非常に大切になることを考え、流域連携を盛り立てていく。
- ・答申書に書かれていたが、整備計画には武庫川イズムが沢山入っている。これを全国に発信し、河川行政の参考にしてもらいたい。まとまった原案は非常に立派であるが、まだペーパーであり県の力強いリーダーシップによって流域の自治体を説得し、スムーズに原案が進行するよう期待と要請をしたい。

⑦ 新規ダムに頼らない整備計画への評価とフォローアップ委員会に向けて

- ・まだ原案の審議が終わったばかりの段階であるが、評価するに値するすばらしい整備計画ができそうで大変喜ばしいことである。長年にわたる委員会の考え方を河川管理者側が積極的に取り入れ、新規ダムに頼らない整備計画をつくったという点が大きく、大変敬意を表する。この整備計画は、意欲的、先進的であるがゆえに、実施にあたってはさまざまな難点が出てくると思われる。しかし、着実に、時間的にも質的にも計画通りに推進するためには、フォローアップ委員会の進捗状況をガラス張りにし、フォローアップ委員会の委員の選考も公平なものにしてはじめてうまく実施に移行することができると思う。

## 4. 武庫川流域委員名簿

～2004年  
3月発足

五十音順

氏名	専門・在住地	所属等
浅見 佳世	環境(植物)	榊里と水辺研究所 取締役、兵庫県立大学 客員准教授
池淵 周一	河川(水文学)	京都大学 名誉教授、(財)河川環境管理財団大阪研究所 所長
奥西 一夫	地形土壌災害	京都大学 名誉教授、国土問題研究会 理事長
川谷 健	河川(水工学)	神戸大学 名誉教授
長峯 純一	財政学	関西学院大学 教授
畑 武志	農業利水・水域環境	神戸大学 名誉教授、学校法人賢明女子学院法人顧問
法西 浩	環境(生物)	日本鱗翅学会 会員
松本 誠	まちづくり	市民まちづくり研究所所長、元神戸新聞社調査研究資料室室長
村岡 浩爾	環境工学・水環境学	大阪大学 名誉教授、(財)日本地下水理化学研究所理事長
茂木立 仁	法律	兵庫県弁護士会
伊藤 益義	宝塚市	エコグループ・武庫川 代表
岡 昭夫	西宮市	元リバーサイド自治会役員
岡田 隆	伊丹市	武庫川の治水を考える連絡協議会 事務局長
加藤 哲夫	篠山市	篠山市森林組合 組合長
草薙 芳弘	尼崎市	あまがさき市民まちづくり研究会幹事
酒井 秀幸	篠山市	農業、武庫川の治水を考える連絡協議会 代表
佐々木礼子	宝塚市	都市計画・建設コンサルタント 代表・顧問、日本都市計画学会・土木学会 会員
谷田百合子	西宮市	武庫川円卓会議 代表
田村 博美	宝塚市	大阪市立大学非常勤講師(環境都市計画)
土谷 厚子	三田市	グリーンピース・ジャパン 会員
中川 芳江	宝塚市	(株)ネイチャースケープ 役員
松本 俊治	西宮市	三市武庫川水利擁護期成同盟会 会長
山仲 晃実	西宮市	兵庫県砂防ボランティア協会 理事

## 5. 開催された委員会等

※流域委員会での審議は終了しております。

●	第 55 回 流域委員会	日時：平成 22 年 1 月 26 日	場所：尼崎市中小企業センター
●	第 56 回 流域委員会	日時：平成 22 年 2 月 10 日	場所：尼崎市中小企業センター
●	第 57 回 流域委員会	日時：平成 22 年 3 月 4 日	場所：西宮市立市民会館
●	第 58 回 流域委員会	日時：平成 22 年 3 月 24 日	場所：宝塚市アピアホール
●	第 59 回 流域委員会	日時：平成 22 年 4 月 19 日	場所：伊丹市いたみホール
●	第 60 回 流域委員会	日時：平成 22 年 5 月 10 日	場所：三田市商工会館
●	第 61 回 流域委員会	日時：平成 22 年 5 月 28 日	場所：伊丹市いたみホール
●	第 62 回 流域委員会	日時：平成 22 年 6 月 22 日	場所：尼崎市中小企業センター
●	第 63 回 流域委員会	日時：平成 22 年 7 月 5 日	場所：宝塚市アピアホール
●	第 64 回 流域委員会	日時：平成 22 年 7 月 26 日	場所：伊丹市いたみホール
●	第 65 回 流域委員会	日時：平成 22 年 8 月 4 日	場所：宝塚市アピアホール
●	第 66 回 流域委員会	日時：平成 22 年 8 月 24 日	場所：尼崎市中小企業センター
●	第 67 回 流域委員会	日時：平成 22 年 9 月 2 日	場所：宝塚市アピアホール
●	第 68 回 流域委員会	日時：平成 22 年 9 月 16 日	場所：伊丹市いたみホール
●	第 112 回 運営委員会	日時：平成 22 年 11 月 30 日	場所：西宮市男女共同参画センター

委員会ニュースは、委員会のあらすじを記したもので、発言の詳細は、議事録に記載されています。

委員会ニュースは、流域委員会委員より選ばれた編集委員により、作成されています。

### 配布資料・議事骨子・議事録の閲覧ができます。

開催された武庫川流域委員会の、配布資料・議事骨子・議事録については、下記の方法で閲覧できます。  
詳しくは、事務局までお問い合わせください。

#### ①関係行政機関での閲覧

県関係機関：県庁（武庫川企画調整課）、神戸県民局（神戸土木）、  
阪神南県民局（西宮土木、尼崎港管理事務所）、  
阪神北県民局（宝塚土木）、  
丹波県民局（丹波土木）

市 役 所：神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市

#### ②ホームページでの閲覧

[http://web.pref.hyogo.jp/hn04/hn04\\_1\\_00000070.html](http://web.pref.hyogo.jp/hn04/hn04_1_00000070.html)

## お問合せ

### 【編集発行】武庫川流域委員会

兵庫県県土整備部土木局武庫川企画調整課  
担当：野村,杉浦,勝野,川野,長尾,吉栖,  
志茂,吹田,平塚  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL 078-362-4028(直通)  
FAX 078-362-3942  
E-mail:muko\_chosei@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所  
河川対策室計画課  
担当：前田,伊藤,矢尾  
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15  
TEL 0797-83-3180(直通)  
FAX 0797-86-4329  
E-mail:takarazukadoboku@pref.hyogo.lg.jp

事務局では郵送・FAX・電子メールでのご意見をお待ちしております